

◎議 事 日 程（第3号）

平成21年6月11日（木曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（28名）

1番	大島一郎君	2番	前田英美子君
3番	鷺野聡明君	5番	日永貴章君
6番	吉川三津子君	7番	榎本雅夫君
8番	岩間泰彦君	9番	田中秀彦君
10番	村上守国君	11番	真野和久君
12番	鬼頭勝治君	13番	八木一君
14番	近藤健一君	15番	小沢照子君
17番	堀田清君	18番	加藤和之君
19番	古江寛昭君	20番	大島功君
21番	大宮吉満君	22番	永井千年君
23番	黒田国昭君	24番	中村文子君
25番	加藤敏彦君	26番	加賀博君
27番	宮本和子君	28番	佐藤勇君
29番	太田芳郎君	30番	柴田義継君

◎欠 席 議 員（2名）

4番	三輪久之君	16番	後藤和巳君
----	-------	-----	-------

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八木忠男君	副 市 長	山田信行君
教 育 長	五富利清彦君	会 計 管 理 者	伊藤忠俊君
総 務 部 長	水谷洋治君	企 画 部 長	石原光君
収納担当部長	水谷正君	教 育 部 長	藤松岳文君
経済建設部長	篠田義房君	上下水道部長	飯田十志博君
市民生活部長	加藤久夫君	福 祉 部 長	加賀和彦君
消 防 長	水野仁司君	財 政 課 長	大鹿剛史君
保険年金課長	石黒貞明君	健康推進課長	横川好子君
学校教育課長	山田喜久男君	学校給食課長	小澤直樹君

社会教育課長 五 島 直 和 君

経 済 課 長 大 島 静 雄 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 服 部 秀 三

議 事 課 長 伊 藤 浩 幹

書 記 田 尾 武 広

午前10時00分 開議

○議長（加賀 博君）

御案内の定刻になりました。

4番・三輪久之議員と16番・後藤和巳議員は欠席届が出ておりますので報告させていただきます。

ただいまの出席議員、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（加賀 博君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の10番・村上守国議員の質問を許可いたします。

○10番（村上守国君）

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、信頼される自治体を目指してと、企業誘致の実践方法とはについて、大項目2点、一般質問をさせていただきますが、今回の質問内容については、このたび八木市長が選挙公約されました中から確認を含めて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、信頼される自治体を目指してを質問をいたします。

自治体の職員の多くは、住民のため、あるいはよりよいまちづくりを目指して、その職につき、日々の仕事にいそんでいるのであります。私も人生の大半の38年間、公務員として勤めさせていただきましたが、退職後、にわかに各公共団体ともに行政改革の一環で職員定数が削減される一方、情報公開や住民参加等が進み、行政サービスの質・量に対する住民の関心が高まっているのが現実であります。住民の行政ニーズは年々複雑・多様化し、今後少子・高齢化が加速する中、さらに自治体財政は逼迫するのは必至であります。私は、これからの行政運営は住民協働でなくてはならないと再三申し述べてきました。会議等における職員皆さん方の答弁は、一つ、国・県の指示どおりやる、一つ、前例に従ってやる、一つ、他市と歩調をそろえてやるという三つの答弁が非常に多いのが現実であります。

私は、これらの意識を捨てるのが重要だと思います。そして、住民の中へ積極的に飛び込み、本当に住民のために何が必要か、まちづくりに何が大切か、自分の頭で考える時期が来ているのであります。

1点目の質問であります。行政改革推進の基本理念の一つである市民と行政の協働による新たなまちづくりを目指している愛西市は、合併して4年、市民と行政の連携・協働が地域のプラスになっているとは思えません。それでは、行革で言っている自立した自治体行政とは何か、お尋ねいたします。

私は、自立した自治体行政とはまず何よりも主権者、市民の意思に基づいて動く行政でなければならないと思っております。

2点目の質問であります。私は職務を無難にこなすだけで通用する時代ではないと思っております。何が市民の利益になるかを考えるには、まず市民の声に耳を傾けなければならぬ。しかし、それだけでは足りません。市の方針や自分の考えを市民にきちんと伝え、議論するのが重要だと思います。私は、一つの提案として職員のマンパワーを最大限有効に活用することで、地域、まちの活性化を図っていく方法はないだろうか。例えば職員からの自主登録制により団員を募集し、通常の業務に加え、市有施設の簡易な修繕や草刈り、特産品などのPRスタッフ、集落の行催事への応援活動・支援などを有志の自主参加できる制度をつくり、基本的には月1回、勤務時間内で実施することとすれば、経費削減もさることながら、地域を知り、市民との対話を通して考える力を養うことができるのではないのでしょうか。

質問であります。職員の自己啓発研修項目として考えられないのか、お尋ねをいたします。

3点目の質問であります。出前講座開催に向けた考え方及び実施要領等お尋ねするつもりで通告いたしました出前講座の開催内容については、6月の広報紙で公表されましたので、理解することができました。ただ、私の要望として、市民を対象とした事業、特に新規事業は公表以前に議会に対して文書配付で結構でございます。なぜ情報提供がなされないのか、非常に残念であります。

質問の一つであります。広報紙では読み取れませんのでお尋ねいたしますが、一つ、出前講座の開催目的は何ですか。一つ、また講座の主催者はだれですか。例えば、市民が主催する集会等に市職員を講師として派遣するのか、2点お尋ねをいたします。

私は、出前講座を広く市民に親しまれ、活発に講座が長続きすることを願っております。それより、市長みずから地域に出かけ、行政と市民がひざを交えて意見交換する地域行政懇談会を、ぜひ開催していただきたいと希望するものであります。開催する考えはないのか、お尋ねをいたします。

次に、大項目の二つ目でございますが、企業誘致の実践方法について質問をいたします。

八木市長が、選挙運動中に、弥富インター付近で営業している流通企業はあたかも愛西市が誘致したかのように発言がありましたが、私は、地元で優良企業の誘致こそ自主財源の確保と地元住民の雇用対策に結びつける最優先すべき政策として動いてきましたが、愛西市の企業誘致にかかわる方針・政策は、手続を含め一向に何も見えてきませんので、確認をしておきたいと思っております。私は、弥富インターチェンジ付近の流通業に関しては土地所有者と企業との契約であって、行政が立地誘導しているとは思えません。ここで確認をさせていただきます。愛西市が土地をあっせんしたのか、事実をお尋ねいたします。

私は、企業立地事業を推進するには、土地開発公社を設置し、用地の取得、造成、分譲等一連の業務を実施するものと思っております。例えば、企業等誘致促進条例を定め、その中で奨励措置とか、公害防止協定等々を決め、立地産業に健全な発展と市勢の伸展に寄与することを目的とするのが私の考えている企業立地の方針であります。愛西市が進めている企業立地に関

するフローチャートは何なのか、お尋ねいたします。

2点目の質問であります、愛西市都市計画マスタープラン中間報告書による佐屋地域の土地利用の方針である産業ゾーンは、どのように進行しているのか。また、どのような内容と、将来像はどうなっているのかお尋ねし、あとは自席でお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは第1点目の、自立した自治体行政とは何かという御質問をいただいておりますので、順次、お答えをさせていただきたいと思っております。

また、愛西市、先ほど御発言の中にもございました行政改革大綱、並びに第1期推進計画、これは集中改革プランでございますが、その中身におきまして、自立した自治体行政とは将来にわたりまして持続可能な行政経営を目指す、こういったような一つの目標を市としては掲げておるわけでありまして、その目標を達成するために、具体的な施策を掲げているのも事実でございます。そして、総合計画と連携をいたしますその施策を実施する中で、市の行う事務事業、成果指標や、これは一つの指標でございますけれども、これも幾度と申し上げてきましたが、ロジックモデル、こういったものを活用いたしまして、生活課題、成果目標に対する有効性を検証しながら、継続的な改善等行いまして、行政運営に反映させる仕組みを構築、確立することによりまして、職員の意識改革や効率的、効果的な行政運営につながるものであるという考え方をいたしております。

それでは、現在取り組んでおりますいろんな事項があるわけでございますが、こういった現在推し進めております一つ一つの事項を実行に移していくことによりまして、この市民本位の行政運営であり、また自立した自治体行政、愛西市民が目指すまちづくりが進められるものというふうに考えております。

それから、2点目の職員のマンパワーを職員の自己啓発研修項目として考えられないかという御質問をいただきました。これは、将来の愛西市のまちづくりを進める上で、市民とどうかかわっていくか、また職員の自己研さんにもつながる一つの試みと受けとめさせていただきました。

それで、議員が申されました、いわゆる制度ですね、自主的に地域に出向いて云々という、そういった制度を活用している自治体があるということは承知をしております。しかし、現在の愛西市の考える指標といたしますか、取り組みにおきましては、先ほども申し上げておりますように、第1次愛西市総合計画に定めております生活課題、成果目標を達成することが地域の活性化にもつながりますし、また行政経営システムを活用し、施策、事務事業の評価、改善、新規提案を継続していくことが、我々職員の能力、パワーを発揮していくこととなるのではないかとというような考え方で、現時点ではおります。以上です。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

次に、私の方からは、3点目の出前講座等についての御質問にお答えをさせていただきます。まず初めに、新たに始めます出前講座につきまして、全員協議会の場で議員の皆様方に報告

を怠りましたことを、まずもっておわび申し上げます。

この出前講座でございますけれども、既に御案内のとおり、広報の5月号におきまして事前に概要をお知らせいたしまして、6月号におきましては、メニューのほかに申込方法など詳細に掲載をさせていただいたところでございます。公表する前に、議員が申されましたように、議員の皆様には事業概要等を御説明申し上げ、掲載すべきであったということは深く反省をいたしております。今後このようなことのないよう努力してまいりたいと思っておりますのでお許しがいただきたいと存じますとともに、本日皆様方のお席の方に実施要綱を配付させていただきましたので、後ほどお見通しのほど、よろしく願いを申し上げます。

それでは、質問にお答えをさせていただきますけれども、まず1点目の目的でございます。これにつきましては、市職員が市民の皆様のところへ出向きまして、行政情報等を積極的に提供をさせていただきながら、市政への理解を深めるという目的とともに、職員の資質向上を目指してこの6月1日から行わせていただくものでございます。この事業を進めるに当たりまして、お手元に配付させていただきました実施要綱に基づきまして定めさせていただくわけでございまして、事業主体の関係でございますけれども、愛西市でございます。

それで、目的でも述べましたように、出前講座といたしましては、講師はあくまで職員を派遣するものでございまして、場合によりましては市民の皆様が開催されます集会等への依頼があれば出向いて行う場合もあるわけでございます。それで、現在の講座メニューといたしましては37講座を予定いたしました。市民の皆様におかれましては、このメニューの中から受けてみたい、また聞いてみたいというようなことを御選択いただいて、お申し込みいただく仕組みとなっておりますのでございます。それで、講座時間でございますけれど、1講座、おおむね30分から1時間の範囲ということで定めを持っております。

次に、受講資格の関係でございますけれど、これにおきましては市内にお住まいの方、またお勤めになってみえる方、在学されている方等、10人以上で構成をしていただきまして、団体とかグループでということでございます。

それで、開催場所の関係でございますけれど、これは申し込みをしていただく方々で準備をしていただきたいと思いますけれども、場所的には集会所とか公共施設になろうかと思っております。

それで、出前講座でございますけれど、職員一同が市民の皆様にしみを持っていただく行政を目指して、職員一人ひとりが誠意を持って進めさせていただき、また講義をさせていただくということでございますけれども、何分、愛西市となりまして初めての事業でもございます。講師としても未熟な面もございますし、また行っていく中で市民の皆様の反響等も十分自分たちにキャッチをしながら講座の充実に努めてまいりたいと考えますとともに、職員の資質向上を図っていきたくて考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、行政懇談会でございますけれど、市政運営を行っていく中におきましては、幅広く市民の皆様のお意見、御要望というのは大切なことでございますし、提案がされました地域懇談会というのは有効な事業の一つであるということは認識をしております。

しかしながら、愛西市におきましては皆様方に御案内のとおり、市民の皆様方の御意見等と

いうのは、ホームページを通じましてのメールとか、市内の公共施設にはふれあい箱を設置させていただいております。このふれあい箱なりメールを通じまして皆様方に意見をいただいているわけですが、差し出しがはっきりしているものにおきましては直接、御本人に御回答をさせていただくとともに、必要に応じまして広報紙等も活用して御提供させていただいているところでございます。それにあわせまして、主要事業におきましてはパブリックコメント等も実施しておりますことは御案内のとおりでございます。

いずれにいたしましても、市民の皆様の御意見を市政に反映させる手法は、手法の必要性を十分検証いたしまして判断をしていきたいとこのように考えている次第でございます。よろしく申し上げます。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、企業誘致の実践方法はと題してお尋ねの関係につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

議員が御質問の中で、愛西市は企業に土地をあっせんしたのかと、こういった趣旨の御質問でございますけれども、企業は仲介業者等によって用地の取得を行っております。私どもとしましては、仲介業者等の方が窓口相談にお見えになったときに、弥富インター周辺の用地について、流通関係の企業立地が図れる旨の紹介、また説明等をさせていただいております。

また、県の産業立地推進を図る関係課におきましても、愛西市に派遣をされておりました県職員、こちらを通じまして紹介をさせていただいておりますし、弥富インター周辺の開発を希望する企業からの問い合わせにつきましても愛知県を通じてございますので、そういったものに応じさせていただいております。

また一方、今議会に提出しております一般会計補正予算におきまして、追加補正をお願いしております。これは、企業進出を受け入れられる環境整備をして、企業誘致の受け皿となるよう、東保町、西條町地内の市道9号線の調査設計を行いたいがためでございます。これについて、道路拡幅要望の声が上がった折に、地元の方、たしか平成20年8月ごろと記憶しておりますが、地元関係者には、優良企業がこちらへ土地を求めてまいりました折には協力がいただけまじょうかと、そういったやりとりをした上での今議会へのお願いでございます。このように動いておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の、愛西市都市計画マスタープランによる産業ゾーンの進捗状況についてどうかというお尋ねでございますが、これにつきましては本年3月に愛西市都市計画マスタープランを作成いたしました。議員の皆様方のお手元の方へもお渡しをしたかと思っておりますが、これにつきましては長期的な視点から愛西市の具体的な将来像を把握し、魅力的なまちづくりを進めるために、土地利用や道路・公園などの都市施設をどのように整備していくのかを明らかにするものでございます。この中で議員御質問の佐屋地域の土地利用について、産業ゾーンとして位置づけておりますこの地域に産業立地を図り、企業の集積を進めていくには、道路拡幅等の環境整備を進めることも重要であると考えております。

このように、地元関係者の協力を得ながら弥富インター周辺の道路整備を計画し、企業の土

地の利用を誘導して企業集積をした形にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○10番（村上守国君）

ありがとうございました。

そうしましたら、再質問をさせていただくわけですが、今回、私は大項目として2点、信頼される自治体を目指してと企業誘致の実践方法はとを質問をさせていただいておりますので、大項目一つずつを要するに恐れ入りますが分けて質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

最初に、信頼される自治体を目指してということでございます。これ、企画部長さんが御答弁いただきましたが、答弁の内容が非常に難しく、私にはなかなか理解することができませんので、もう一度質問を繰り返す場合もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思っております。

まず、行政改革大綱、それから集中改革プランは平成18年に定めまして、総合計画実施計画は平成20年から22年度と定めて毎年見直しをする中で、既に実施計画3年間の半ばに入ろうとしておりますので、何か先ほどのお答えを見ておきますと、当初と変わらないような回答をお受けするような気がして、私としては非常に不満でございます。

そこで再度お尋ねをするんですが、今日、きょう現在の事務事業、生活課題等々の検証結果、改善等を行い、行財政運営につながっているサンプルがあればお示しをいただきたいと思っております。

それと二つ目でございますが、市民本位の行政運営をすることにより市民が目指すまちづくりが進められるものと考えているのは、私から見れば希望的観測であり、もっと具体化しないと市民の協力を得ることはできないと私は思います。そのような考えはないのか、お尋ねをいたします。

それから三つ目でございますが、信頼される自治体を目指すのには何が必要であると考えておられるのか、お尋ねをいたします。私は、市民との対話の中でお互いに理解をし、行政運営に反映することと、職員一人ひとりの行動力が一番大切だと思っております。これが信頼される自治体を目指すための条件ではないのかなと思っております。

以上、最初の質問に対しては3点、恐れ入りますが御回答をお願いいたします。

それから2点目でございますが、職員の自己啓発の関係でございます。

御答弁の内容は、総合計画と絡ませてお答えをいただいたわけですが、私はそうではなくて、職員の自己啓発研修などをして、市民に接する機会を多く持つ方法として提案をしているものであります。

それで一つの質問でございますが、先ほど部長が答弁の中で言われました総合計画で定める生活課題、成果目標を達成するために全職員にどのような指示をしておられるのか。例えば、研究した成果、あるいはグループごとに話し合われた結果等々についてレポートを提出させるとか、そういうような指示をされておられるのか、お尋ねをいたします。

それから2点目でございますが、今職員定数が552名でございます。そのうち383名が愛西市内にお住まいであります。約70%の職員は愛西市民であります。以前は、私どもの地域におきましても、各消防分団員として市の職員二、三名の方に御活躍をいただいておりますが、改正によりそのような機会もなくなりました。職員の皆さんが日常生活の中で地域住民とどのようなかかわりを持っておられるのか、把握しておられればお示しいただくことと、組織として職員が地域とのかかわりをどのように指導しておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、もう1点でございますが、職員研修の中で、全職員を対象とした研修は何かおやりになってみえるのか、お尋ねをしたいと思います。これが職員の自己啓発の関係でございます。

それから出前講座の関係でございますが、質問させていただきたいと思っております。

先ほどの出前講座の内容等をお聞きしますと、何か行政主導型のような感じを受けるわけでございます。私は、出前講座の目的、事業主体には少し違った意見があります。これは、必ず市民が主催する集会等に市職員を講師として派遣し、行政の情報等を提供することにより、市民の自主活動によるまちづくりの推進に寄与することで、私はあくまでも市民を育てる環境づくりが必要だと思っております。そのために出前講座を開催するということでございます。ですから、市が企画から実施まですべてを担うということについてはいかがでしょうか、お尋ねをするわけでございます。

それから、先ほども話がございました地域行政懇談会の関係でございます。これにつきましては、御答弁をいただいたようでございますが、市民の生の声を聞くには、地域行政懇談会は最も有効な事業だと私は思っております。ぜひ近い将来、実施をお願いしたいと思っておりますが、今、いつごろから実施する考えなのか、再度お尋ねをいたします。

それから二つ目でございますが、市民の声を、例えばメールとか、ふれあい箱とかということをよく御答弁されます。実際、私もメールはできません。ですから、人口6万6,869人のうち、どれだけの市民がメールを取り扱うことができると思っているのか、お尋ねをいたします。

以上、第1項目であります関係等について再質問をさせていただきますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の、今まで行革として取り組んできた成果は何か、そのサンプルを示してほしいという御質問でございますが、その第1期集中改革プランに掲げております重点取り組み事項、毎年毎年、その成果につきましては、広報等にも1年間の成果という形で掲載もさせていただいているということは御承知のことと理解をしております。それで、あえて申しますと、いわゆる一つは行政評価、そのシステムの構築に取り組んでいる、そうした中で市政管理者制度の導入についても取り組んできております。

それから市民と行政の協働の推進ということで、パブリックコメント制度、いわゆる市民の意見を広く取り入れた制度というのにも、これは実現化を図ってまいりました。

それと、これは第2期まちづくり市民会議、これは第1期に引き継ぎまして市民会議を設置し、いろいろ市の行政にかかわっていただくと、いろんな御意見をいただくというようなシス

テムを構築しております。

それから、財政の健全化の面におきましては、当然ながらこれも議会の方にも御報告しております補助金の見直し、あるいは嘱託徴収員制度の設置、それから組織機構の見直し等々、一つ一つ課題項目に上げたものについては、取り組んでいるのが現状でございます。

それから、市民本位、具体化していないという御意見をいただいておりますけれども、ここへ来るまでの過程、特に総合計画の関係につきましては、これは最前からお答えをしておりますように、まず一つが、市民の皆さんが何を望んでいるか、市民が目指すまちづくりの姿は何かと、こういった政策マーケティング手法といいますか、市民の皆さんの生の声、言葉をアンケート項目といたしまして、そういったものを生活課題として整理をして総合計画を策定したと。これも一つの市民との協働といいますか、そういった手法を取り入れた一つの政策というふうに考えております。

それから何が必要かと、職員の行動力というのが必要ではないかと、これはおっしゃるとおりでございます。当然、主権市民の意思に基づいて行動するのが我々の責務だというふうに考えておりますし、当然これは今行革を進めていく中で、そのハード面、ソフト面いろいろあると思っておりますけれども、まずは我々職員の意識改革というものも必要ではないかなというふうに考えております。そういった意識を持つことによって、先ほど総務部長が言いました出前講座一つをとっても、自学といいますか、自分たちからみずから学んで自己研さんすると、そういったような一つの市民との対話を通してのそういった与えられた機会というような形もとれますので、そういったような知識を持って取り組んでいくことが必要ではないかというふうに考えております。

それから、自己研修の関係ですけれども、レポート的なものを各職員から提出させておるのかと。レポート的なものについては、あえて提出はさせておりません。ただ、先ほど申し上げましたように、今までの過程において、特に総合計画の策定につきましては、職員がみずからかかわってくれておりますし、それから、当然行政改革を推し進める中でロジックモデルを活用した有効性評価といいますか、そういったものも、職員すべてがそういった業務に携わっていてくれます。ですから、あえてそういったレポート的なものも提出をさせておりませんし、最初の取っかかりが全体研修といった一つの考え方をもとに取り組んでおりますので、あえてそういったような形をとっておりません。必要とあれば、今後の事務を進めていく中で、研修の一つという形で必要があれば、また内部でよく検討したいというふうに考えております。

それから、職員数の関係で、338人という職員が愛西市内に住んでいると。それで地域とのかかわり合いはどうだと。実態については、正直言って私のこととしてはつかんでおりません。ただ、組織として、組織的にはどうだというお話がございますが、これはそれぞれ各部署、いろんな担当を持っておりますので、例えば地域の中へ入って市民の皆さん方とのいろんな対話を図っていくというような、一つ一つの業務内容によってはそういったケースがあるのではないかなというように思っております。以上でございます。

○総務部長（水谷洋治君）

まず最初に、信頼される自治体で何が必要かということでございますけれど、これにつきましては、要は市民の皆様にも市政を御理解いただくことというのが大前提であると、そう思っております。そういうような中で、例えば、市民の皆様からお尋ねとか御要望等があった場合には、回答できる可能な範囲内で速やかにやると、握りつぶさないと、そういうようなことがまず最初の問題でなかろうかなど、このように思うわけでございます。

それから、出前講座の関係について、すべておぜん立てというような言葉だったと思うわけでございますけれど、市民講座におきましては、メニューの中から受けてみたいと、聞いてみたいというお話を選択していただきまして講義を行うわけでございまして、今後のことにつきましては市民の皆様方での行動に移されるものだと、そのように考えております。

それから、地域懇談会はいつごろから始めるんだと、そういうようなお尋ねだったと思えますけれど、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたように、よく検証した上で準備が整い次第ということで、具体的な日付というのはお許しがいただきたいと存じます。

それから、市民の皆さんがどれだけメールを取り扱うことができるのかというようなことにつきましては、それについては把握することはちょっと不可能でございます。ちなみに、我々に対しまして、ふれあい箱を通じましてメール等で御意見をいただいた件数をもってお答えにさせていただきましますけれど、平成17年度におきましては、メールというのは苦情とか要望、御質問等合わせまして229件のメールの件数でございます。ちなみに、20年度におきましては半減の101件と、そういうようなメールが来ておるところでございますので、よろしく願います。以上です。

#### ○10番（村上守国君）

ありがとうございました。残り時間も少なくなりましたので、今の第1の関係でおさらいをさせていただくわけでございますが、一つは、市民の声を広く聞くというのは大前提でございますので、第1次総合計画、あるいは集中改革プランというのは、非常に立派な内容でできておるわけでございますが、職員お互いに協力しながら推進していただきますように、あくまでも机上の計算で終わらないように、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、今職員の自己啓発の関係で、職員の全体の形についてあまり行動を御存じないということにつきましては、これは人事担当ができたわけでありまして、そういう点につきましてはしっかりと勤務時間外についても組織として管理をすべきだと私は思っておりますので、一度御検討をいただきたいと思えます。

それと、職員の研修の中で全職員を対象とした研修は何をとすることは、御回答がなかったわけでございますけれど、多分、交通安全防止とかいうものについては全職員を対象に年1回おやりになってみえるであろうと思えますが、ぜひそういうことについてやっていただきたいと思えます。

それと、地域行政懇談会につきましては、いつごろ実施するかということについては、検証の上、準備をどうのこうのということでございますが、これにつきましては出前講座以前に市長みずからが市民とひざを交えて対話するということは非常にいいこととございますので、ぜ

ひ実現をしていただきたいと思います。

続いて第2項目でございますが、企業誘致につきまして質問をさせていただきます。

先ほど部長さんの御答弁の内容では、これは我々考えております「企業誘致」という言葉が当てはまるような進め方ではないような気がいたします。その企業誘致の目的であります税収入の増とか市民の雇用対策等々にはほど遠いものがあると思います。先ほど私が質問の中で申し上げましたように、各自治体を実施されております用地の取得から分譲等、いわゆる土俵づくりまでの方策は考えていないのか。ただ道路をつくって、あとは土地の所有者と企業との契約によって企業誘致したんだというような考えで今後進められるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと2番目でございますが、道路をつくったので、勝手に土地所有者と企業との契約で事業を始めてくださいでは、弥富インターチェンジ周辺に死に地がふえる一方で、現在でも死に地がふえておるわけでございます。これは、張りつく企業を行政が選ぶこともできないし、公害防止協定等々を結ぶことも当然できません。この手法では、愛西市は企業誘致に努力しているとは対外的に通用しないと私は思いますがどうですか、考えをお尋ねいたします。

それから三つ目でございますが、道路等々の整備を盛んに言ってみえますが、弥富インター周辺の企業は流通業のみ限定しておるのか、お尋ねをいたします。

それから、2番目の産業ゾーンの関係でございますが、この弥富インター周辺の道路整備のみ、重複しますが、優良企業の誘致が製造業も含めてできると思っておられるのか、再度お尋ねをいたします。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

何点か御質問があったわけですが、私ども事務方としては、道路をつくったからよしというような考えは持っておりません。こういった関係の御質問があるときにもお答えをさせていただいているかと思いますが、一昨年、都市計画法の改正がございました。また、昨年の7月には開発審査会基準が一部見直しされまして、一団の土地が確保しやすい市街化調整区域の開発審査基準を新たに工場立地の開発基準を加えておりますので、そういった意味からすれば以前に比べれば企業立地が図りやすくなったと思いますし、そういう意味で県とか窓口へそういったお話があるときに、こういった場所はいかがでしょうかというようなお話をいたしております。

きのうの議案質疑のときも少しお話をさせていただいたんですが、155号線沿いにどうしても企業が張りつく、また一方、東側の県道側にも企業が張りついて、その間の真ん中の土地があまり利用されないということになる。そういう意味合いからすれば、天端幅員9メートル以上の道路が確保されれば、そういった、議員が御質問の中でおっしゃってみえるような死に地、いわゆるそういう言葉、言い方が適正であるかどうか別にしまして、そういった土地が出てこないのではないかと思っています。そういった配慮から、環境の整備という意味合いで、市の方もただ待つだけではいけない、道路といったものを整備することによってそういった企業が来やすい環境づくりをしたいということでお願いをしたものでございますので、よろしく願

いをしたいと思います。

それから、流通業関係のいわゆる物流関係だけをああいった箇所限定しているのかという御質問もございましたが、先ほども少し申し上げましたけれども、地区指定という形で都計法等の関係から、また開発審査会の基準等の見直しがされましたことから、いわゆる製造業関係、工場関係についても、市街化調整区域といえどもそういった条件さえ整えば可能という形に変わってきておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

#### ○10番（村上守国君）

一つ肝心なことでございますが、ぜひこれを確認させていただきたいと思います。

先ほどから部長の言われるのには、愛西市の企業誘致とは、いわゆる道路整備のみであって、あとは企業とか土地の所有者が自由にやってくださいというような考えなのか。私は当初質問いたしましたのは、要は企業誘致、いわゆる行政が工業団地なり住宅団地を造成して、それを優良企業にあっせんをする、その中で張りついた企業はいろんな条例に基づいて公害防止協定等々を締結して地域のために貢献すると。要するに愛西市、行政が土地の取得から分譲まで一連の土地を確保して、それを企業に提供するというのが、私は本来の自治体がすべき企業誘致だと思っております。この点について、私が後半に言いました考えは持ち合わせていないのか、ちょっと確認をしておきたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員、御質問の中で述べておられますように、愛知県の企業庁もございますが、当然市なら市、これだけの企業を呼び込めるだけの土地を造成、基盤整備をして持って、さあA社さん、B社さん、C社さんどうでしょうというのが本来の形であろうかと思っております。ただ、議員にも御紹介いただきましたし、県の派遣職員として来ていた職員の方も通じまして、県の関係部局の方へ私も実際出向いてお話を承ってまいりました。こちらの土地というのは、西尾張地域基本計画区域内ということで、そういった工場立地の方の関係の呼び方もされておりますけれども、地盤的にあまりよくない、一宮市以南というのは、現実見ていただくと精密機械的などか、そういったような企業さんというのはあまり出ておみえにならない。その理由というのが地盤があまりよくないということです。逆に岐阜、三重県の方に目を向けてみますと、山手丘陵地の方で土を削って、その売却をした後、道路、それから企業を呼ぶ造成地、そういうものが地価的に安く、企業が呼びやすい状況であるということです。こちらは海拔ゼロメートル地帯でございまして、地盤も悪い上に土地改良が古いということで、当然道水路のつけかえから、田ということもあって、造成をして企業を迎えるだけの土地にするには多額の経費を要します。実際県の方にお聞きしますと、大体坪10万から15万ということなら、15万円以内に抑えないと企業というのはなかなか来ませんよという話を、実際、私の耳にしておりますけれども、先ほど申し上げたような諸経費を考えてみますと、実際それだけで企業へ手渡しができるような形にするのは難しいのではないかと。であれば、どの辺で折り合いをつけるという表現はよくないかもわかりませんが、どういった形をとるとリスクをできるだけ少なくして、よりよい形で企業においでいただくことができるかということを一各関係部局話し合った結果が、現在、愛西市

がとっているような形でございますので、御理解をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

**○10番（村上守国君）**

よくわかりました。要するに地盤がよくないので、我々が考へているような造成をして分譲をするということではできないということであれば、そういう方針が市として決まれば、もっと早く我々に相談すべきではないかなというような気がいたします。我々議員として立場立場の中で、企業誘致につきましては、ああでもない、こうでもないという形の中でPRもし、セールスもし、いろんな形の中で我々としても動いておるわけでございます。ですから、突然皆様方が方向転換されたということを知ったという状況の中では、非常に私は不満でございます。

ですから、これは別に行政の方向転換をしたということについては別に恥づかしいことではないものだから、やはり正直にお話しすべきだと思ひます。ですから、くどいようでございますが、いわゆる我々が考へているような造成をして分譲するという方式は、例えば稲沢だとかほかの地区がやっているようなものはやらないということですね。これは結構でございますよ、そういうので。非常に残念でございます。

ただ、地盤がよくないということについては、張りつく企業によってはいろいろ選択がございます。たまたま私も、2年間企業庁に勤めさせていただいて、土地の分譲等々をやらせていただきました。その中で、いわゆる内陸用地でインターから30分以内であれば、幾らでも企業が張りつくわけでございます。そういう方が現在でも立派にそこで事業としておやりになってみえるわけでございますので、非常に残念でございます、愛西市の企業誘致は。ですからあまり皆さんが「企業誘致」という言葉は使うべきではないような気がしますね。私はそう思ひます。別に行政がセールスをして、自分たちの思ふような事業所を引っ張ってくるというのが僕は一番大切かなと思ひますけど、今の御答弁の内容ではそうではないわけでございますので、これはたまたま地域の総会等々におきまして、愛西市は弥富インター周辺において企業団地を造成するというようなことも公表しておりますので、いずれは撤回せざるを得んだろうと思っておりますので、よくわかりました。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

**○議長（加賀 博君）**

これにて10番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は11時5分からお願ひいたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位2番の14番・近藤健一議員の質問を許可いたします。

**○14番（近藤健一君）**

議長の許しを得、通告に従い一般質問いたします。

今回は、勝幡駅前開発について、それから投票所について、それから防災についての3間について質問をしてみたいです。

まず最初、勝幡駅前開発についてですが、昨年9月議会でも質問してみたいました。昨年の8月末までで、土地・家など合わせ63%ぐらいの契約が終わっているとの返答でありました。平成21年度末を最終目的としていますが、その後9ヵ月過ぎた現在、どのくらい進んでいるかをお聞かせください。

また、今でも営業している店もあります。人の話では一、二軒ぐらい困難な場所があるようにも聞きますが、現状はどのようになっているかを教えてください。名前は結構でございます。

そして、愛西市が全部取得した後、どの場所からどのように進めていく予定か、わかる範囲で結構でございますが、お示してください。

また、予定の図面には南側の改札口付近にトイレが描かれてありません。お年寄り・障害者には、階段を使用して北側のトイレへ行くのはきついと思います。ぜひともトイレの併設をお願いいたします。

それから、選挙の投票所の中の期日前投票について質問をしてみたいです。

19年9月の全協で、本庁1ヵ所にて行うように決まりました。そして、初めて今回市長選挙が本庁1ヵ所にて行われました。現実には我々が期日前投票をお願いに参りました折には、その大部分の方々が言われる言葉は、なぜ1ヵ所なのか。また、佐屋の本庁がどこにあるかもわからないという言葉をよく聞きました。私、車で送りますからと言っても、そうしなくてもいいよという返事が多くあります。私は経費節減は必要だと思いますが、投票率を上げるための期日前投票であり、また夜も8時まで投票ができるようになっております。1ヵ所の投票所では、車に乗れない方、お年寄りの方には期日前投票に行くのは困難ではないかと思えます。17年度の市長選挙と今回の市長選挙において、各町村の期日前投票数がどうなっているかをお教えください。

防災について質問をしてみたいです。

愛知県としては、伊勢湾台風50年ということで、いろいろと防災に関する行事・計画がなされております。愛西市は70から80%水害に遭っております。愛西市として、独自の事業計画があるかないかをお聞きします。

また、災害時に、各地区に指導者または引率者がいれば市として心強いかと思えます。愛西市の中には、防災リーダー・防災コーディネーターの資格を取っている方が多く見えます。この方々を中心に、その地域の防災をと考えていますがどうでしょうか、お尋ねいたします。

あとは、自席で質問します。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは勝幡駅前開発についてという御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず現在の状況でございますが、昨年の9月からことしの5月までに契約を済ませることができた土地の関係で言いますと3筆、それから建物で2件、借家人で1件でございます。それで、

進捗率ということでお尋ねでございますが、70%弱という状況になっております。

それから、困難な場所がというような御質問もございましたが、5月末現在未契約となっておりますのが、土地で22筆、建物で9件、借家人で1件ございます。できる限り早い時期に契約を済ませたらなあというふうに考えております。いずれにしましても相手のあることでございますので、難しい面もあろうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

それと、困難な場所ということでお聞きでございますが、実際交渉が長引いているところもございまして、ただ、交渉事で非常にデリケートな部分がございますので、それ以上のことについては御答弁をお許し願いたいと思っております。引き続き誠意を持って対処してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、2点目の御質問でございますが、工事の実施時期については、用地の取得が完了してからということで、今日まで説明をさせていただいております。予定としましては、平成24年、25年度と考えております。これにつきまして、まちづくり交付金の期間が最長で5年という形になっております。当市におきましては、21年度より交付申請をいたしておりますので、25年度までに完了する計画で進めたいというふうに考えております。工事を行うため、関係機関との打ち合わせを行い、実施設計を委託して、実施設計書がまとまった後に工事を進めるため、現段階では、どの部分からどのようにというふうな詳細については決まっておりますので、お許しをいただきたいと思っております。

また、南側のトイレの設置につきましては、3月議会に別の議員の方からもお尋ねがありましてお答えをしておりますが、建設費用、維持管理等の面々等から北側のトイレの御利用をお願い申し上げたいというふうに現在のところ考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、期日前投票の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、期日前投票も含めました投票所の関係でございますけれども、既に皆様方御案内のとおり、合併前の体制をそのまま引き継ぎまして、今回の市長選挙から新たに変わったということがございます。それで、この変更に伴いまして、選管の方で慎重に審議をいただいた結果このようなことになったわけでございます、その結果に基づきまして議会の皆様方にもお知らせするとともに、広報並びに全戸配布等で周知を行ってきたところでございます。

そういうような中で、市長選挙の期日前投票の数をお聞きでございますので、ちなみに17年と、このたびの4月に行われました各地区ごとの内訳を御報告させていただきます。

まず最初に、17年の第1回目の市長選挙でございますけれども、これにおきましては、全体で2,763名の方が期日前投票をされました。内訳といたしまして、佐屋地区におきましては1,304人、立田地区におきましては226人、八開地区におきましては178人、佐織地区におきましては1,055人で2,763人でございます。ちなみに、先回行われました数でございますけれども2,141人、内訳といたしまして、佐屋で1,416人、立田で149人、八開で84人、佐織地区で492人ということで2,141人でございます。

それで、申すまでもなく、期日前投票というのは、選挙民が選挙当日に御都合が悪い場合の措置でございまして、必ずしも期日前投票というのを導くものでもございせんし、当日御都合の悪い方について御利用をいただく制度でございまして、その点十二分に御理解の方、よろしくお願いを申し上げます。

それから、防災面の水害の関係でございまして、これにつきましては既に行ったことでもございますが、ことし2月22日におきまして、伊勢湾台風50年に先駆けて「水害被災地に学ぶ」と題しまして、豊岡市から講師をお招きして水害地の研修等を行ったわけでございます。

それで、本年におきましては、去る6月7日の海部の防災訓練を初めとし、8月に予定をいたしております市の防災訓練におきまして、昨年まで、合併後4年におきましては各地区並びに新設された自主防災組織の方を対象に訓練をしてきたところでございますが、本年におきましては全市民を対象にいたしております。といいますのは、各自主防災訓練に呼びかけるとともに、自主防災組織が未組織のところにおきましては、総代さんを通じまして、8月30日に佐織の総合グラウンドで行うというようなことで既に呼びかけ等もいたしております。それで、その中で訓練を行っていくわけでもございますが、先ほど議員も御提案をされました水害という面からもいたしまして、各消防には舟艇という船も配備がされておりますので、舟艇の組み立て訓練も訓練種目の一つとして検討してまいりたいと、このようなことも考えておりますし、水害ばかりでなくて、実はせんだって愛知県の津島市の建築士会の方々から、家具の転倒防止の展示とか、また災害パネル等の展示もやらせていただきたいというような温かい申し出等もいただいておりますので、今までとはちょっと趣向を変えた防災訓練を計画していきたいなあというようなことで考えておるところでございます。

それから、教育委員会におきましては、前の議会におきまして資料展示とか写真というようなことも御提案をいただいておりますので、それに向けても準備をいたしておるところでございますので、あわせて御報告を申し上げます。

それから、防災リーダーとか防災コーディネーターとの御質問でございまして、既に市内におきましては、防災リーダーでは18名、防災コーディネーターといたしましては71名の方が受講されております。そういうような方々が、いずれにいたしましても、自主防災会並びに市の防災行事とか防災訓練等についてリーダーシップをとっていただくというのが本当に望ましい姿ではあるということは思っております。

しかしながら、このような研修を受けられた方の中には、人前に出たくないとか、また組織の中でやることであるからというようなことで辞退をされている方もございますし、また積極的に我々、市の行事を行う上において御相談とか御協力をしていただいております。お互いに今後はスキルアップをいたしまして、そのように備えていきたいというように考えておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

#### ○14番（近藤健一君）

いろいろ御返答をありがとうございました。

最初から、勝幡駅前について再質問させていただきます。

昨年の9月から9ヵ月過ぎて、今進捗状況でいくと7%しか進んでいません。このような状況で、今一応21年度末を最終目標としているが、これに対して余りにもおくらせていないかと思っております。その点についてまず1点。

それから、買収に対して強制買収はできないと思っております。もしそういうところがあったときの変更予定はあるかないかをお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

進捗状況について、進み方が遅いんじゃないかというお話でございますが、一軒のおうちを構えて、中には御商売をやっておみえになる方もございます。新たな場所へ、住まい、御商売をされてみえる方は、今度御商売を今の状況と同等、もしくはそれ以上に営業益を上げるのにどうするといいか、土地の選定からいろいろお悩みの中で、やっぱり多少の時間というのは必要ではないかと思っております。その中で、旧佐織町時代から地元さんの方へ浸透させて、勝幡駅前開発をやるんだよというお話は皆さん御承知の中で進めておりますので、何とか期日までに御理解がいただけるのではないかなあというような考えを今持っております。

買収について、計画どおりいかなかった場合に変更ありきかという御質問でございますが、私ども事務方としましては、現時点で変更ありきではなくて、まだこの21年度事業採択という形を受けて進んでいる初年度でもございますので、当初の計画に沿った形で進めたいというふうに現時点では考えております。よろしく願いをいたします。

#### ○14番（近藤健一君）

土地買収が、公社から愛西市が取得するのに22年から23年という予定は聞いております。その間に極力買収の方、よろしく願い申し上げます。

そして、トイレの件でございますが、今、日光川下流下水で勝幡地域、大分進んでまいっております。今ですと合併浄化槽をつけなければいけないが、この公共下水が来た場合に、経費的にどのぐらいを見積もって、今余計かかると言われたが、ちょっとそこのトイレにかかる費用を教えてください。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

申しわけございません。金額について、今、いかほどかかるかという試算した数値は持ち合わせておりません。例えば藤浪の駅の関係とか、津島駅の津島市さんにかなりかかるよというお話を聞く中で、こういう経費というのはたくさんかかるんで1ヵ所で御容赦願いたいと御答弁をさせていただいております。よろしく願いいたします。

#### ○14番（近藤健一君）

私が考えるには、開札口があれば電気は来ております。水道も、近くに家がありますからすぐ引けると思います。そして、公共下水も、今この工事に合わせて、おくらせてこの地域は進行しておると思います。ですから、費用的にはもうそんなにかからないかなあと思っております。片屋根で便器と、あとはそれに附属したもので、だからそんなに何千万という金じゃなく建設できると思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それから、期日前投票でございます。

今、17年度と21年度の市長選挙についてお聞きいたしました。前に述べたように、佐屋地区はむしろふえているけど、立田、八開、佐織地区、特に佐織なんて半分以下でございます。

市長にお聞きします。あれだけ市長選のときに期日前投票をお願いしておいて、地元でこれだけの期日前投票、これをどのように考えてみえるかお聞きします。

#### ○市長（八木忠男君）

今、期日前投票、これは次の市議会選挙でも同じであります。有権者の皆さんにお願いをしますし、こちらへ出向いていただけなかった方は、多分近くの投票所へお出かけいただけたというように判断をしているところでありますが、この新しい市議会議員選挙の折には、庁舎間の巡回バスのルートも検討しておりますので、そうしたことも御利用していただいて、少しでも多くの方に、御都合の悪い方はぜひ期日前をお願いしたいと思っております。

#### ○14番（近藤健一君）

わかりました。この本庁舎への連絡バスの啓発をよろしく願いいたします。

それから防災についてでございます。

今、8月30日、全市で全市民を対象に行われる防災訓練が佐織で行われると聞きました。私、地域的なものかわかりませんが、水害に対して特に敏感に感じておるものでございます。船を海より搬送といいますか、そういう訓練とか、水の中で人の救出訓練とか、旧佐織で1回やられましたよね、プールを使って。そういうようなことは今回は行われる予定はしておられますか。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

これは水害を想定してということで、今まででも水害を想定して土のう積み訓練というのは行ってきております。そのほかに、今御提案もございまして、舟艇につきましては先ほどの答弁でも述べさせていただきましたように、まずは組み立て。舟艇そのものというのは、以前は水郷地帯でありました、ここの旧4町村におきましても船を持ってみえたところもあるわけでございますが、このたび、船を保有してみえる方というのは皆無に等しいんじゃないかなど。そういう中で、各消防分団に配置してございます舟艇を利用しまして、とりあえず陸上での組み立て、実際に水面に浮かべて船をこぐというようなことも当然必要かと思っておりますけれど、まず初期といたしましては舟艇の組み立てで対応してまいりたいと。

また、現実に災害となってくれば自衛隊の要請ということもございまして、海部地区の水防組合におきましても舟艇並びに船外機等もあります。そういうような中での対応でございますが、とりあえず第1段階といたしましては、組み立て訓練を視野に入れておるところでございますので、よろしく申し上げます。

#### ○14番（近藤健一君）

それから、今災害が起きたときのことで、防災リーダーとか防災コーディネーター。防災コーディネーターは、ちょっと防災時の活動には意味合いが違うと思っております。私もことしの2月、津島でこの講習がありましたもので受けてまいって、災害が起きて、ある程度安定してからボランティアを派遣するというのが防災コーディネーターの仕事だと思っております。

す。ですけど、防災コーディネーターの資格を持っている人は、防災に対してかなりの協力と  
いうか、関心を持っている人が多いと思っております。いざというときには、そういう人が中  
心になり、また前後いたしますけど、防災リーダーは今チョッキを県の方から配られていると  
聞いております。コーディネーターの方も、いざというときには、その地域の中心となるには  
目印が必要ではないかと私は思っております。もし、こういうコーディネーターとか防災リー  
ダーの方々に、ヤッケというかウインドブレーカーみたいなものを支給し、いざというとき  
はその人を中心に地域を引率するという意味合いを持って、そういう人にこういうものを与え  
るということは無理でしょうか、お願いします。

**○総務部長（水谷洋治君）**

本当に、近藤議員さんも講習を受けていただいて、この議場に見える議員さんの中にも複数  
あるわけでございます。今後とも御協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

それで、先ほど御提案していただきましたチョッキというかベストですね。これについまし  
ては、昨年度防災ボランティア愛西の方に50着貸与をさせていただいております。議員が申し  
ますように、リーダーシップをとっていただく上で、そういうような変わった服装というか、  
代表者、リーダーというような目印というのは本当に大切であるということも認識した上での  
貸与でございます。これにつきましては、会の方にお渡しをし、会の方が防災ボランティア支  
援本部というところに保管されて、といたしますのは、個人に渡してしまうとおの個人の管  
理ということになりますので、いざ災害が起きたときには、そういうようなことも含めまして、  
そこの支援本部に来ていただいて、それは公共的なところでございますけど、そこでお渡しを  
して活動をとっていただくというような約束というか、お話し合いのもとにこのような貸与を  
させていただいておりますので、その点、会の方とよろしく御協議方、お願い  
申し上げます。

**○14番（近藤健一君）**

今、愛西コーディネーターの方へ、私もまだ一度も、日にちが合わなくて参加はさせていた  
だいておりません。真野議員が昨年までこのトップとしてやられてきて、今回、第4土曜  
日にされるということで私も参加してまいります。その折に、またそこで皆さんの言葉を聞いて、  
まとめ次第、また市の方へ要望させてもらおうかと思っておりますが、このときはよろしく願  
いいたします。

以上をもって、一般質問を終わらせていただきます。

**○総務部長（水谷洋治君）**

今、近藤議員から、またその節にはということですが、今50着お渡ししてありますが、  
その点で万一不足というか、取り決めの中で見えた方に対してお渡しするということが  
ございますので、その点をよく御協議していただきまして、その節での回答とさせていただきます  
ので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

**○議長（加賀 博君）**

これにて14番議員の質問を終わります。

次に、通告順位3番の6番・吉川三津子議員の質問を許可いたします。

### ○6番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問いたします。

まず最初に、有害情報から子供たちを守るために条例制定をという大きな題目についてお伺いをいたします。

有害図書の問題は、以前、前田議員も取り上げていらっしゃいましたが、私は、弥富インターチェンジ西にある風俗関連の自動販売機が置かれている小屋についてお伺いをいたします。

以前より保護者の方から、子供の通学路も近く何とかしてほしいとか、小屋に子供が連れ込まれたらといった不安の声をいただいており調べてまいりました。そして、昨年12月、法令違反があることを見つけ、担当部局に解決を求めてきましたが、その後どうなったのか、経過について最初にお伺いしたいと思います。

次に、学校給食の問題についてお伺いをいたします。

最初に、放射線照射をした食材を使わないようにということで質問いたしますが、少しこの放射線照射をした食品についてお話をさせていただきたいと思います。

食品への照射は、発芽防止や殺菌などを目的として致死線量の放射線を照射するもので、流通のための保存性の改善や殺菌による感染症防止のために効果があるとして、アメリカでは軍用食料品の保存改善が目的で早くから技術開発が行われてきました。しかし、1990年代には放射線照射により特有の物質ができることがわかり、ラットの実験で発がん性があることがわかっています。こうした物質は照射線量に比例してでき、通常の加熱や調理では分解されず、特に脂肪分の多い食肉などにこうした異常分子の生成が多くなり、発がん性が高まります。また、放射線照射ではビタミンも破壊され、食品の品質も悪くなります。

最近、アメリカでは家畜飼料に抗生物質を混入しているため、食肉の抗生物質耐性の細菌汚染が増加し、市販の肉の汚染が原因で食中毒がふえています。それを防止するために、アメリカでは食肉の放射線照射を許可しています。

また、中国やブラジル、アメリカなどから輸入されるドリンク剤や香辛料などが放射線照射されている違反事例が多発しており、中国ではニンニクや穀物、香辛料など、年間14万トン以上を照射し、香辛料は多量に食べないという理由で多くの輸出国が照射を認可するようになっています。

日本では、1967年に原子力委員会が研究を始め、その結果、1974年に世界に先駆けて北海道士幌農協のジャガイモに照射し販売を始めましたが、国内で反対運動が高まり、それ以後の開発は停滞しています。しかし、2000年に全日本スパイス協会が厚生労働省に対し、香辛料の照射許可を求め、原子力委員会は報告をまとめ、香辛料など94品目の解禁を勧告した経緯があり、米国産食肉の輸入などとあわせて政治的な圧力にさらされ、日本でも放射性物質照射の食品が許可される可能性が高い状況にあると私は思っております。

食品照射は、生産者にとっても消費者にとっても不必要な危険な手段であり、生きた細胞が本来持っている自己免疫作用がすべて破壊されるため、後から感染した細菌やカビなどはかえ

って弱くなっておりますので、広がっていくという状況にあります。

このように、農薬残留問題だけでなく、遺伝子組み換え食品や、こうした放射線照射食品など、食の安全はみずから守らなければならない状況であると思っておりますが、現在、学校給食でこれは使わないと決めている食材や添加物などがありましたら教えてください。

また、今回、この問題は他自治体でも一斉質問をしており、放射線照射の食材については給食では使わない方針を示している自治体もあるというふうに情報が届いております。愛西市では今まで使ってきたのか、また今後の方針についても伺いをしたいと思います。

最後に、総合斎苑の問題について伺いをいたします。

前回の総合斎苑建設調査特別委員会で、この総合斎苑建設プロジェクトチームはだれがリーダーなのかとの質問が真野議員からありました。そのときに、副市長が司会で事務局が環境課といった答弁であり、明快な答弁がありませんでした。このプロジェクトのメンバーとリーダーはだれなのか、伺いをいたします。

また、この斎場問題については、確認のため、順次今までの経緯について後ほど自席にて伺いをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、有害情報から子供を守るためとお聞きの点についてお答えをさせていただきます。

御質問の御住所の土地につきましては、農地法違反のために昨年12月17日付で土地所有者に是正通知を行っております。また、本年1月20日には、関係機関と県農政課において業者への是正指導が行われております。今後も、県より改善の指導をしていただくように依頼をしてみたいというふうに思っております。

一方、建築サイドでございますが、これにつきましては昨年の12月4日に連絡が入りまして、当部の都市計画課において現地の確認をして写真撮影等を行いました。それで、12月10日に海部建設事務所の建築住宅課とともに現地の確認を行いまして、継続して使用されておりますので、同17日、現地に海部建設事務所建築住宅課とともに赤紙を張ったというのが現在までの経緯でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から放射線照射の食品についてお答えをさせていただきます。

現在、日本では食品衛生法第11条の食品の一般製造、加工及び調理基準で、食品を製造し、または加工する場合には、食品に放射線を照射してはならないと規定がございます。例外規定といたしまして、食品の製造工程、または加工工程において、その管理を行う場合として異物混入のチェックと食品の厚み確認に0.1グレイ以下の照射と、特別の定めをする場合は照射可能とされております。野菜の加工基準として、ジャガイモへの発芽防止として150グレイ以下の照射ができることとされております。現在では、先ほどお話がありましたように、北海道士幌農協が、発芽防止目的でジャガイモにコバルト60を照射して出荷しておるのが現状でございます。

そんな中で、食品衛生法により放射線照射食品であることの表示義務はございますが、食品そのものから放射線が当てられたかどうか、どのくらいの量を照射したのかを検知する方法がございません。愛西市といたしまして、現場でのチェックには限度がございます。法の整備や国の動向に十分注意を払ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

それでは、先ほどお尋ねがありました総合斎苑の計画遂行につきまして、庁舎内で調整チーム会議というのを設けております。議員申されましたように、副市長を初めといたしまして、メンバーにつきましては、環境課、経済課、建設課、都市計画課、用地課、それから税務課、財政課と、旧の佐屋の総合支所の方と、福祉部の方からも出ておまして、そのメンバーで協議をしておるところでございます。リーダーにつきましては、きちっとしたあれではないですが、会議の取りまとめということで副市長が行っております。

**○6番（吉川三津子君）**

では、順次、有害図書の問題から質問をさせていただきます。

農地法違反ということで、12月のときに出向かせていただいたんですけれども、この地域、大変農地法違反が多くて未解決のものが大変多いと思うんですけれども、この農地法違反及びこの都市計画法違反について告発も可能ではないかというふうに思うんですけれども、そういったことを視野に入れて、私は指導なりしていかなければ解決しないと思うんですが、その点については、愛西市においてはどのようにお考えなのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

告発というような御質問もございましたけれども、そこへ至るまでの経緯の中に、市は市、県は県としてのいろんな指導の中で、どうしてもそれに応じないという最悪、最後の手段ではないかなというふうに思っておりますので、現時点としては、先ほど御答弁をさせていただきましたように、県とともに指導してまいりたいというふうに思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

回数からしても、12月に私が伺って、大変回数も少なく、最近ではほとんどこの問題につき動いていないなということを、先日海部事務所の方にお伺いして、本当にしつこく市民が言わない限り、こういった問題が動いていかないということは、私は産業廃棄物の問題でさんざん体験をしております。

産業廃棄物の問題でも、指導を何回したら次は勧告に行く。勧告でもだめならば次は告発という形で、それなりの回数を踏まないとそこにいけないことは重々わかっているんですね。ですから、真剣に解決をしようとするならば、それなりに足を運び、業者との接点を持たない限り、そこにはたどり着けないと思うんですけれども、そういった愛西市の方針として、どの程度、こういった問題が起きたときにこういった動き方をするんだというようなルールがあればお聞かせいただきたいと思います。

**○経済課長（大島静雄君）**

今、告発までのいきさつを述べられたと思いますけれども、やはり最初は勧告でございます。勧告を行いまして、その次に通知、その次に告発という順序になると思います。ただ、告発までといいますと、物すごく今までの経緯等から時間がかかるということで伺っております。ですから、まずは勧告がどの程度までされるのかということになってくるとは思いますけれども、この件につきましても県との協議が必要ということになりますので、その辺は御理解がいただきたいと思います。

**○6番（吉川三津子君）**

産業廃棄物の問題におきましても、県の方はこういった行政指導に関する要綱等をまとめています。指導を何回ぐらいしたら次はどうするんだと。これでも聞かなかつたら勧告するんだというような規則的なものは持っているわけです。しかし、この農地法っていつもいつも動きが遅くて、そういったルール化がされていないというのが現状ではないかというふうに思います。そういった面については、一番被害を受ける市がしっかりと県の方に言うということと、市としても、単独でこういった問題に対する要綱を持つべきではないかというふうに考えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

**○経済課長（大島静雄君）**

その点につきましては、県内でどの程度やってみえるのかもちょっと調査してございませんけれども、要綱等があるところもあるかもわかりませんが、農業会議等とも聞きまして検討したいと思います。

**○6番（吉川三津子君）**

私も本当に幾つか、平成9年ぐらいからこのごみの問題にかかわり始めて、この地域の産廃マップというのをつくって、いろいろ農地にまだ廃棄物が残っている、焼却灰が残っているところを幾つか知っています。3年以内に告発なり何なりしないと、あとはもう指導しかできない。それも、指導となれば、また業者の方は言うことを聞かないということで、大変そういった事例が残っているんじゃないかと思っておりますけれども、今現在、愛西市に農地法違反で告発もできなくて、指導しかできないような案件は何件ぐらい残っているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

**○経済課長（大島静雄君）**

愛西市で37件でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

大変県下でも多い件数だと思います。ですから、ほかの市町村が指導要綱を持っているからどうのこうのではなくて、やはりきちっと愛西市が他市・他の自治体に誇れるような形をトップでつくっていただきたいということをお願ひしておきます。

それから、こういった有害図書とかアダルトのビデオとか、いっぱい問題が起き得ると思うんですけれども、愛知県の健全育成条例の中でもこういった有害図書の自動販売機の規制も罰則規定を持っているわけですが、こちらの方に対して何らかのアクションはされているのか、お伺いをしたいと思います。

**○教育部長（藤松岳文君）**

その点につきましては、こうした社会環境の変化に対応して、子供たちの健全な育成を阻害するおそれのある行為から次代を担う子供たちを保護するため、愛知県では愛知県青少年保護育成条例が制定されております。青少年の保護及び健全な育成を図るため、各種行為の規制、罰則等を科しております。愛西市といたしましても、愛知県と一体となりまして、地域住民、家庭、学校等と相互に連携をいたしまして、子供たちの健全な育成に努めていきたいと考えております。

**○6番（吉川三津子君）**

ということは、まだ愛知県のこの条例に対して県と連携はとれていないということでしょうか。それから、こういった罰則規定もしっかりと設けられている有効な県の条例なんですけれども、やはりこういったものをしっかりと使って、愛西市に条例がないならば、県の条例を運用して解決に導いていくのが本来の姿ではないかというふうに思いますが、この条例に関して愛西市としてはどう動かれたのか、今後どうしていくのかということをお伺いしたいと思います。

**○社会教育課長（五島直和君）**

先ほどの有害図書の県への動きという関係でございますが、今回、この問題になっております有害図書類の自動販売機への収納を禁止徹底させるため、愛知県では、平成19年4月に図書類の自動販売機業者を対象として法令講習会を開催いたしました。ただ、その業者の方が、この自動販売機が遠隔監視システム付自動販売機ということで、条例に基づく自動販売機ではないという主張から、県を相手に訴えを提起されております。現在はその件について訴訟中であります。

**○6番（吉川三津子君）**

多分遠隔のカメラというのは、よその判例でもあったと思いますので、何らかのいい方向に県の方が行くような結果が出るのではないかというふうに思います。

今農地法違反と、それから都市計画の方の違反、それから県の条例の違反ということで、すべて罰則がついている。そういったところで、私は、まだ解決がしやすい事例ではないかというふうに思いますので、これ以上このことは言いませんが、とにかくこの三つの部署が連携して、いち早くこの小屋の撤去をお願いしていきたいと思います。一つ農地法違反にしても、緩い対応をすると次から次へと同じような問題が起きてきますので、しっかりとこの撤去の方に努力していただきたいと思います。

それから、この小屋だけではなくて、こういった有害図書に対して、愛西市の中でふやしていかない努力をしなければいけないと思いますが、市長のお考えを少しお伺いしたいんですけども、こういったものが私はできるだけ市内でできない方がいいと思うんですけども、ほかの自治体ではみずから条例をつくって、こういったものをつくろうとしたときに市長に届け出をしなければいけないとか、県が持っている条例に準じた、よく似たものをつくって、県任せではなくて、みずから防いでいる自治体もふえてきているわけですけども、市長は、そう

いった子育てということで熱心に公約等を上げていらっしゃるわけですが、こういった条例の制定に対して前向きに考えていただきたいんですけど、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

吉川議員の質問にお答えをいたします。

今、それぞれ有害図書等、あるいは農地法の御指摘であります。まさに、ルールを犯したことはいけません。私、常々言っているわけでありまして、きちんと手法なり手だても手続も進めながらという考え方すべてでありますので、おっしゃっていただきました条例の件につきましてはもう少し勉強させていただきますが、おっしゃっていただいたように、県にそうした条例があるわけありますので、その内容をもって、まずは現実、進めたいと思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

私としては、ぜひこういった条例を前向きに考えていただきたいということと、前にも議会でも取り上げたことがあると思いますけれども、子供もこの愛西市の社会の1構成員であります。やはり子供の目線から愛西市を見るといった視点が必要で、どうしても行政運営をなると、大人目から子供を見るといった形でいろんな施策がされていきます。やはり子供も社会の一員であるということを認めるための子供の権利条例の制定が必要で、子供の目線に立ったまちづくりというものをしていかなければいけないと思いますが、市長は、この子供の権利条例についてはどのようなお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

この点につきましても、以前に同じような内容といたしますか、子供の権利条例ですか、そんなことも御指摘をいただいた記憶があるわけでありまして、まさにおっしゃっていただいた内容についても、今後検討してまいりたいと思っております。

**○6番（吉川三津子君）**

ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

それでは次に、学校給食についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、放射線の照射について、異物混入のために使っている場合があるというお話がありました。これは、全く、私が先ほど申し上げた食品の発芽とか殺菌の問題とは問題にならないくらいの微量の放射線量でありまして、食品の細胞を壊すとか、そういった食品への影響というのはほとんどないレベルなんですね。それと今回の問題とは全く別物でございますので、少しその点だけお話をさせていただきます。

あと、ジャガイモについては、今の状況だと入ってきてしまう可能性があるのか。今私、ほかの自治体の方のお話を聞きましたところ、そういった物は今まで使っていないし、これからは使わないという答弁が出ているわけなんですけれども、愛西市においては、今までそういったジャガイモについてはどうだったのか、今後使っていないとお思いなのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

**○学校給食課長（小澤直樹君）**

ジャガイモにつきましては、今まで士幌町農協のジャガイモは使ったことはございません。今後とも、安全の確認できないものについては使わないというのは基本的な姿勢で持っておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○6番（吉川三津子君）

先ほど、ちょっと愛西市の給食の中で、こういった食材は絶対使わない、こういった添加物が入っているものは持ってきてもらっては困ると。そういったものの規制が食品についてあるかということをお伺いしたいんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

学校給食で使わないというものにつきましては、原則論のものもありますが、基本的に果物を除いたものについては、生ものは使いませんといいますか、出しません。あと、アレルギーの関係といたしまして、そばについては、これは一切給食のところでは使っておりません。

あと、これは原則論になりますが、いわゆる保存料でありますとか着色料については、基本的には使っていないものを最優先に利用しております。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

せんだって給食センターの方にもお伺いして、こういった食品ということで入札前に資料を出されるんですけども、もっとそのところにこういった保存料はだめとか、こういった着色料はだめといった記述がされているかなということをお伺いしたんです。しかし、そういった記述は大変少なく、入札の業者が持ってこられたものの中で、一番安全なものを選ぶといった形で、私は業者任せじゃないかなということをお伺いしました。それで、やはり明らかに発がん性がある着色料とか、いろいろなものがある中、やはりこういったものが含まれていては困るといったものをもう少し明記して入札を行うべきではないかなということをお伺いしました。

それは、やはり当日いただいて、入札から落ちた食品の成分を見たときに、私は正直驚くようなものも着色料とか添加物が入っていたもんですから、そういったものが入札の場に入ってくることで自体に問題があるのではないかなというふうにお伺いしたので、ぜひそういったことも検討いただきたいということと、もう1点、私が驚いたのは、カット野菜も給食の中に入ってきていることでした。カット野菜は、次亜塩素酸という薬品プールに切った後、どっぷりとつけられ、その後水洗いはされるんですけども、そういった薬品が残ったりとか、それから栄養価が落ちたりとかするわけで、そういったものも入札の中にカット野菜もしくは冷凍ということで入札がなされているわけです。こういった食材を使うということは、やはり人件費のカットというツケを、子供の食の安全という部分を切ってやられているんじゃないかと思って、私は今の学校給食の安全というところでやや疑いを持たざるを得ませんでした。そういったことで、今後ぜひ、この点について答弁を求めませんが、もう少しやはり食の安全、食材ということでルール化をしていただきたいというふうにお伺いしております。

今後、大型化を進めるということで、その辺のチェックがどうなっていくのか、私はさらに心配をしているわけです。

次に、今予定されている佐屋・立田の大型の給食センターについてお伺いをするわけですね。

れども、アドバイザー委託以後、設計とか建設とか業務委託とか、いろいろ決められていくと思うんですけれども、そのプロセスについて、ここは随意契約ですとか、アドバイザー委託をしたらそこが仕切ってやっていくんだとか、いろいろあると思うんですけれども、昨日も答弁いただいたんですが、もう少し詳しく、どんな手法で業者を決めていくのか、どんな形で随意契約をしていくのか。指定管理者制度も導入している事例もあるものですから、そういったことも含めて、少し詳しくお聞かせいただきたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

新しい給食センターの今後の予定でございます。昨日も少しお話が出ておりましたが、PFI法が想定しております考え方を最大限生かした形で進んでいくんだということで御回答があったところもあります。今後の動きといたしましては、業者選定に向けます準備にかかります。この場合につきましては、法の中に詳しく規定がしてございます。

まず、今後一番最初に取りかかりますのは、実施方針でありますとか、特定事業の選定といいますが、PFI事業に乗っかる事業として選定、これもいろいろ手続がございます。その後については、事業の内容について、要求水準書でありますとか、入札に関する説明書、これは非常に膨大な量になりますが、こういったものを決めていきます。その後、それらの資料をもとに入札の公告を行います。いわゆる総合評価型の一般競争入札という形で業者の募集を行います。それに対して手を挙げていただきました業者さんについて、資格要件等審査した後、提案書を作成していただき、それをもとに落札者を決定していくと。それで、落札者を決定いたしました後に、いわゆるSPCの設立準備をしていただきまして、会社が設立された後、契約といった流れになります。

それで、事業者の方につきましては、契約が調いました後、実施設計等着手いたしまして、諸手続の申請をして建築をしていただくと。それで、建物ができ上がった段階でもって所有権を愛西市の方へ移していただき、訓練期間を経て実際に稼働に至るとというのが大きな流れでございます。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

この可能性調査等をいただいたんですけれども、大変専門用語が多くて一般市民の方には全くわからない。これ市民の方に見せたんですけど何が書いてあるかわかんない。やはりもう少し、本当に子供たちに密着した施設をつくるのに、これではちょっと市民の方の御理解はいただけないんじゃないかなというふうに私は思っています。片仮名は多いし、英語みたいなものは多いし、なかなかわかりづらくて、私もしっかりと理解できていないんですけれども、このアドバイザー契約をして、結局は、そこにPFI的な手法を取り入れるノウハウをやっていただくということでいいかと思うんですね。その後SPCと。最初は、入札には個人なのか会社なのかわかりませんが、そういった人たちが公募をされて、その後、給食センターの中の運営をしていく株式組織をつくるという形でというふうに理解しておりますが、それよろしいでしょうか。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

先ほど入札に参加する方々というのは、まずグループであります。設計施工、それから維持管理、実際の運営、こういったものを担う会社でもってグループをつくっていただきます。これが幾つ出てくるかということですが、そういうグループ単位で入札にまず参加していただきます。

そういった中で、先ほど言いました総合評価型一般競争入札といった形で業者の選定をさせていただきますので、その後、会社の設立。普通ですとまず会社ができるわけですが、今回の場合、会社設立のためには費用も時間もかかりますので、そういった意味で、落札業者を決定してから協定書を結んで、それに基づいてグループの方がSPCを設立すると。そういうことで、特定の業者ではなくて、先ほど言いました設計施工、維持管理、運営、すべてにかかわる業者さんが一つの会社を興していただくという形になります。以上です。

#### ○6番（吉川三津子君）

私としては、今回合併特例債を使われるということで、この資料にも従来型よりすぐれているというふうに書かれているんですけども、私としては、従来型とどうすぐれているか、なかなか納得がいかないところであります。

やはり丸投げという形で、利益追求をすれば、やはりそういった子供の食の安全の部分とか、いろんな部分で影響が出てくるんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけども、この従来型の委託と今回のPFI的手法とのメリット・デメリットについて、わかりやすく御説明いただきたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

今まででも少し触れております。いわゆる従来方式とこのPFIで行います方式の違いということですが、まず、そもそもこのPFI法ができたときに、従来方式と違う方式をなぜつくったかというところをお考えいただきたいと思います。

従来方式万能ではございません。そういった反省も踏まえた中で、PFI方式の中では、いわゆる性能発注という考え方を取り入れております。それに対しまして、従来の方式につきましては仕様発注と呼びます。一から十まで発注者が決めて、これをつくってください、これをこう運用してくださいというのが、いわゆる仕様発注でございます。大きく違いますが、PFIの中で大きな精神になっております、いわゆる性能発注。要は、これだけの性能が発揮できる施設、ないし運営方法を提案してくださいというような中で発注をかけていきます。

具体的に言いますと、給食センターの場合につきましては、衛生管理の基準の中で、室温は25度以下、湿度は80%以下が望ましいと書いてあります。これを従来型の仕様発注でいきますと、建物の構造から入れる厨房の設備、それから空調の設備、こういったもののバランスを考えて発注をいたしませんと、実際動いてみたら25度以下にならなかった、こういう施設は、実は従来型の施設では幾つもあります。これは、事前にすべてバランスをとるというのはなかなか難しいという部分があります。

そういった中で、今回の性能発注というのは、発注の仕方としまして、先ほど言った室温については25度以下にできる施設にしてください、湿度については80%以下が保てる設備にして

くださいといった発注の仕方になります。したがって、この場合に、もしそういう性能が出ない場合のリスクについては、事業者のリスクになります。従来については仕様発注でございますので、その仕様で発注した発注者のリスクになります。

こういった中で、物にはよるとは思いますが、今回の給食センターの場合については、性能発注というのは非常に威力を発揮するなあと考えております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

給食工場といったら失礼かもしれませんが、そういった面で随分やはりコスト重視であるなということを感じずにはられないんですね。

もう1点、ちょっと今回このPFIの導入可能性調査の中で、食器をまたメラミンを使うということで入っております。このメラミン樹脂の食器については、たびたび議会でも取り上げさせていただいておりますけれども、毒物劇物取締法の劇物に指定されているホルムアルデヒドが出るということで、いろんなところで反対運動が起きました。私も七、八年前に県下の給食食器をすべて調査したことがあります。そのときに、海部郡地域だけ、このメラミン樹脂がいまだに残っている地域なんですね。やはり傷がつくとそうしたものが出やすく、その傷というのはなかなかわかりにくいということで、ほかのものにかえていくべきではないかということ立田の議員のころからもう随分言ってきたわけなんですけれども、この食器が安いということでやはり導入がされるかと思うんですけれども、これをほかのものにかえていくべきではないかと思いますが、その辺についてはどのような議論がされてメラミンが選択されているのでしょうか。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

PFI導入可能性調査の中では、「メラミン樹脂」とは書いてございません。「樹脂系食器」という表現にさせていただいております。確かに議員がおっしゃるように、メラミン樹脂につきましては、従来ホルムアルデヒドの浸出があるということで、私どもの方も、実際現在メラミン樹脂を使っておりますが、毎年溶出試験というのでチェックしております、古いものから順次新しいものにと考えております。

その中で、樹脂系食器と表現させていただいたのは、想定しておりますのが、今ではABS樹脂であるとかPEN樹脂、こういったような安全性の確認されております樹脂系食器というのは最近出回っております。御心配があるかもしれませんが、現在では、例えばポリカーボネートというのはほぼカタログから消えております。

そういった中で、強化磁器等樹脂系食器への選択ということになりました。この辺につきましては、学校の現場等も中に入らせていただいて種々検討したわけでございます。強化磁器食器、いいことばかりではありません。実際に比較していただけるとわかりますが、欠点もたくさん持っております。いわゆる持った感じですか、食べたときの食事のしやすさという面についてはメリットがあると思いますが、同時にデメリットもたくさん持っております。そういった中で、センターを考えるに当たって、いわゆる安全な樹脂系食器の方が妥当ではないかという結論になりました。

愛知県下の状況でいきますと、強化磁器食器を選ばれるところ、それから樹脂系食器を選ばれるところ、今のところ大体半々ぐらいになっておるようでございます。それで、実際に強化磁器食器を使っている現場へ行って話を伺いますと、現場の人間としましては、実際樹脂系の方がよかったのかなあという意見というのは、割と多いこともつけ加えさせていただきます。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

私がいただいているこちらの方に樹脂製食器（メラミン）としてありますので、またチェックしておいていただきたいと思います。食器の件につきましては、まだ先のことですので、私の方の意見もまたお伝えしたいというふうに思っております。

それで、あとは地産地消の面からこの給食を考えるということで、経済建設委員会で、給食を使って地産地消を進めていくという方針が示されております。現在、米が地元の農協で購入して使われているということなんですけれども、私は、この地産地消というのは子供が感謝の気持ちを地域の人たちに持つということで、一番の食育のテーマだろうと私は思っているわけなんですけれども、こういったセンターの老朽化によって地産地消を進めるということで、今までセンター方式をしていたところが自校式に変えたといったところが、今回調べて結構あるなどということを感じているわけです。

それで、私はこれを今しないと、また20年、30年先にしか地元の農家の方と子供たちがつながれないという大きな節目に来ていると思うんですけれども、こういった温かい心の通ったまちづくり、子供育てという意味で、私は地産地消というのを進めていくのは大賛成なんですけれども、今後どのように給食と連携をとっていくのか。今この給食センターの建設問題でどのような連携をおとりになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

#### ○学校給食課長（小澤直樹君）

地産地消につきましては、以前に小沢照子議員の御質問のところでお答えをさせていただいております。

まず量的なものでございますが、学校給食で使っている食材の量というのは、例えば愛西市で生産される農産物のうちのコンマ以下のパーセントの量でございます。そういった中で、量的な貢献というのは、非常に学校給食には荷が重いということは申し上げました。

それで、食育についてでございます。この辺については、教育的な面ということで貢献できるということは考えてございます。ただ、食育という大きな枠の中でとらえた場合に、食育というのは学校だけの問題ではございません。近々、愛西市の食育推進計画も発表されると思いますが、その中で、各年代別でそれぞれの食育というのがございます。したがって、学校については学齢期の子供に対する食育を進めております。こういった流れにつきましては県の方も十分考えてございまして、御存じのように、今までは学校栄養職員、いわゆる栄養士さんが給食と食育に携わっておったわけでございますけれども、これを最近では栄養教諭、いわゆる学校の先生として位置づけてきております。

現在、海部・津島地区では、およそ3分の1の人が栄養士と言われる方から栄養教諭に切り

かわってきております。また、そういう方が所属する学校につきましては、食に関する実施計画も作成をしておみえでございます。そういった意味で、学校給食センターというのは、いわゆる学校と連携をして安全でおいしい、しかも教材として使える給食を提供する場所だという形で変わっていくものと思っております。

あと、地産地消の部分につきましては、これは国の方が、つい先日も会議があったわけですが、地元産の食材をなるべく使えるようにといった関係で補助事業等も考えておみえのようです。私も会議に参加させていただきましたが、これに乗っかって、少しでも地元産の食材を使えるようにしていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○6番（吉川三津子君）

時間がなくなりますので、私の方の考え方をお伝えしたいと思っておりますが、それは市の行政としてのお考え方だろうと思うんですけれども、市民と市民がつながる、これは地産地消の本来の目的であって、地元のものを食べれば地産地消というわけではないと思うんですね。やはりこの給食を使ってまちづくりができる、大人と子供がつながる、地域に感謝する、そういったメリットが地産地消であり、食育であるというふうに考えております。先生が教えるのじゃなくて、地域の人たちが子供たちとかかわるということが一番大切なことではないかなというふうに思っておりますので、私は今がチャンスというふうに思っております。

次に、火葬場の件についてお伺いしたいんですけれども、プロジェクトチームのリーダーは副市長ですよということで、副市長に順次お伺いしたいと思っております。

今後、企業誘致されたり、市民の方々の生活環境が変化していく中で、市民とどう向き合っていくのかということは、今回の火葬場計画でいろいろ教訓を得られたというふうに思っておりますし、私自身も整理をしていかなければいけないという点でいろいろお伺いしたいと思っております。

西保団地がこの間、今も反対の気持ちは変わっていないということでもありますけれども、西保団地の説明は今後どうしていかれるのか、賛成は得られているというふうにお考えなのか、その点をお伺いしたいと思います。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、西保団地への対応の関係でございますけれども、以前は、この団地の中で反対委員会というきちんとした組織がございましたが、こちらの方も解散をされたと聞いております。それ以降、私ども地元西保町とは区会を中心にいたしまして、いろいろな連絡やら報告を進めておるところでございます。この区会の中へは、西保町の七つの基準の中の一つに西保団地も含まれておりまして、そこから代表の方もきちんと3名ずつ御出席をいただいておりますので、そういった場を通じて市側の意向とか将来の考え方、そういったものを述べていきたいと思っておりますし、そうした場で、何か地元として、西保町全体としての御意見だとか、また単独に西保団地としての何か御希望とか、そういうものがあれば、この区会の場を通じていろいろコミュニケーションを図っていききたいと、そのように考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

区会を通じないとお聞きにならないという意味でしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

以前、この西保町で予定地を取りまとめさせていただく場合も、西保町からきちんと覚書を市と締結しておりまして、この中に地元との問題解決、そういったことも含めて、協議は総代さんを代表とする区会を通じてやらせていただく、そういった条項になっておりますので、これを尊重していきたいと考えております。

**○6番（吉川三津子君）**

そのことについて、この間、西保の自治会の方はそういったことは認めていないということで市と直接お話をされてきた経緯があるんですけども、この間いろんな公文書を見ますと、西保町の区会委員会は最高議決機関であるということで、いろんな市の公文書の中で出てくるわけなんですけれども、そういった最高議決機関であるというふうに市が判断した理由というのは一体どこにあるのか。西保団地の方たちはそんなことは聞いていなくて、みんなが仲よくするための機関であるというような認識を持っていらっしゃるわけなんですけれども、今後こういった、西保団地が一番近くて一番影響を受ける人でありながら、大きな区会がオーケーと言えば進めてしまうということは大変問題だと思うんですけども、ここが最高議決機関であるということを市として判断された理由をお聞きしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

要は、西保町のまとまりとして、過去からの慣例で、この区会を中心にしているいろんな物事がきちんとまとめられ、進められてきております。そういった実績を踏まえれば、市側といたしましても、当然、この窓口は総代さんを中心とする区会が望ましいと、そのように考えております。

ただし、一番近い西保団地との関係ということであって、むしろ、その区会の場で西保団地の方から何らかの御希望とか要望とか、市と話し合いたいとか、そういった申し出があれば、当然私どもはそれを謙虚に受けて出かけていきたいと思っております。これまでも、いろんな場所へ私ども自主的に出ていったこともございます。そういったことがございます。

ただ、区会が切り離されたという点では、反対運動とはかかわらないよ、そういった申し出があったことは私ども承知をしておりますので、反対運動の関係については、直接市と西保団地とかかわりを今まで持ってきたわけです。以上でございます。

**○6番（吉川三津子君）**

今後建設が進められていく中で、やはり一番近い地域の声というのは、トラックが来たりとかいろんな問題があって、区会を一々通さなければ聞いてもらえないとか、そんなことがあってはならないと思うんですね。やはりきちんと、西保の自治会の方から直接いろんな問題点があれば直ちに対応せねばならないというふうに思っておりますが、その辺についての対応はいかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

これから、実際用地の埋め立て、建築に入れば大型車両の出入りが頻繁になってまいります。

当然、西保団地だけと変わらず、西保なり、また場合によってはその隣接の東保町、そういったところからもいろんな問題がひょっとして起きるかもしれません。起きた場合には、それ相応にきちんと私どもは対応していきたいと考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

そうですね、やはり区会が窓口で、ここで決まったことがすべてという考え方は民主主義に反しますので、きちっと自治会の意向なり、そこに住んでいらっしゃる個人の意見も尊重しながら進めていただかないと、危険も伴いますので、そういった点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、私もいろんな公文書を見た中で、津島保健所が、住民が反対している中で墓地埋葬法の許可をするつもりはないという文書を入手していますが、その辺のところ、保健所の方は、愛西市は、法にのっとってやりなさいと言ったことが了解したというふうにとっているんだと。保健所の方としては、住民が反対している中で墓地埋葬法の許可をするつもりはないという見解を示しているんですけども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

#### ○副市長（山田信行君）

その辺のニュアンスは、私どもの見解とはちょっと違っていると思ひます。保健所の手続上は、斎場の経営許可を受けるのが保健所でありますので、この関係は、確認申請と同時にその手続を進めればよいということで、特に地元への配慮は、当然私ども今まで配慮をしてきました、反対運動があると単にそれが営業許可が得られないとか、そういう問題ではないと考えております。

#### ○6番（吉川三津子君）

その点は平行線になりますので、一度確認をいただきたくて、私の入手した公文書の中では何度もそのような発言が出てきますので、御確認をいただきたいと思ひます。

それから、あと額縁道路について、今までの経緯をお伺ひしたいんですけども、平成19年5月29日の特別委員会の議事録の中で、2万平米以上の土地を道路用地と分けていけばクリアできそうだということで篠田部長もお答えになっているわけなんですけど、一番最初、県とどういった接点を持って、どんなお話し合いでスタートされたのか、お伺ひをしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

県とどういふ話をしたのかということなんですけど、ただ何事も私ども仕事をするに当たって、自分の得た情報とか知恵の中でわかり得ることは当然その中で動くわけですが、自分の情報に得ないもの、知り得ないことについては上級機関である県等へいろいろお聞きするというのもありますし、今経過をこの場で述べろと言われてもなかなか記憶にございませんので述べられませんけれども、ただこの1点だけは申し上げたいと思ひます。

きのうの中日新聞の「中日春秋」にも載ってございましたが、最近はだれもが物言いに慎重になってきているとございました。気象庁ですら、今までは何々したという言い方をしていたものが、実はきのう九州から東海地方が梅雨入りしたとみられるという表現にしている。「十人十色」という言葉がありますけれども、私どもは、しかじか、これこれ、こういう意味合い

でということをお願いしても、やはり十人十色で人それぞれ、私どもが申し上げた言葉を十分御理解いただければいいんですけれども、御理解いただけないケースが多くある。その辺の誤解を、少しでも誤解されないようにはどう伝えていくといいのか。その辺のことをきちっとお答えをしたくて相談した経緯というのはありますので、それをもって御答弁とさせていただきます。

○6番（吉川三津子君）

ぜひ、私の質問に対して端的にお答えいただきたいというふうに、今後お願いしたいと思います。

県の方のいろんな文書を見る限り、2万平米一体として最初御相談されている。その後、道路部分を別にして2万平米以下にされている経緯がある。それから、水路についても、県の方は、本来水路も農地に含めるべきという考え方をお持ちでありながら、愛西市においては、佐織町が用水路は含めないということであったので、次回から改めますという形でやってきております。

そういった形で、きょうは弥富インター付近の農地法違反のお話もいたしました。行政みずから、やはり疑いを持たれるようなことをやっていったのでは指導ができなくなりますので、やはりそういった点、慎重に事業を進めるべきだと思いますので、私のきょうの質問といたします。

○議長（加賀 博君）

これにて6番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩に入らせていただきます。再開は2時再開といたします。よろしく申し上げます。

午後0時37分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位4番の12番・鬼頭勝治議員の質問を許可いたします。

○12番（鬼頭勝治君）

それでは通告に従いまして、大項目2点についてお伺いをいたします。

まず、1点目といたしまして、市民に正しい情報提供をということでお聞きをいたします。

さきの選挙により、市長は市民から市政のかじ取りを任せられたわけでございます。2期8年は、合併の財政支援が受けられるほとんどの期間となります。すなわち、愛西市の一体性の確保、行財政基盤を確立していく最も重要となる期間であり、その財政支援を市民のために、目的を明確にして活用していくことが八木市政に課せられた大きな判断になるものと考えます。前回の質問では第2の夕張ということに触れましたが、一部で大きな問題となっておりますが、本日は箱物行政について市民に正しい理解を得ていただくために質問をいたします。

総合斎苑建設や給食センターの統合に対して、一部で八木市政は古い形の行政運営、箱物行

政を市民の理解を得ずして強引に進めている。また、大規模事業に合併特例債、大きな借金をして、そのツケを子供たちの将来に負わせようとしているなどなど、身近に幾度となく耳にしてまいりました。私の理解では、従来の町村で隣の町が公民館、また体育館を建てたと。我が町にもないからつくろうというものが箱物行政ではないかと考えております。そうしてきた状況を見直すことが合併の効果であり、目的であると考えております。

確かに総合斎苑も給食センターも箱をつくることに変わりはないですが、大きな違いは、箱をつくるのが目的ではなく、総合斎苑は老朽化や愛西市の規模などの課題・問題を解決することが目的であります。給食センターも、施設・設備の老朽化や時代に合った衛生管理、また安全管理などの機能を充実することが目的であります。必要とされている施策を、愛西市の身の丈に合ったよりよい形、規模に変えて事業を継続していくものであり、新たな分野の施設をつくる、いわゆる箱物行政とは全く違う施策であります。

また、合併特例債は借金には違いはありません。だれでもそれは理解しますが、合併特例の期間において有利な借金を活用し、今、市として抱える課題や問題を解決するとした判断であります。将来、さらに大きくなる可能性のある課題や問題を将来に先送りする責任逃れのようなことは、最もしてはいけない判断だと私は考えて、今日までの議案、予算に賛成をしてまいりました。この件に関しては幾度となく質問をされていますが、私の視点は真に議論をしなければならない、また正しく市民に伝えなくてはならないことは何かという視点でお聞きをいたします。

総合斎苑を建設する目的は、市としてどのように考えているのか。市民の側に立ってどういった住民サービスが得られるものと考えておられるのか。また、給食センターについてはどのような機能・目的を持っているのか。食の安全性や衛生管理、またアレルギー対応食など、子供たちから見て何が確保されているのかをお伺いいたします。

次に、大項目の2点目の道路等の基盤整備の実施についてお伺いをいたします。

市長はマニフェストの中で企業誘致を地元と協力し、都市計画の一環として道路等の基盤整備の実施に努めると言われております。この中で気になる点がございますのでお聞きをいたします。

道路等の基盤整備については、私も生活基盤、社会経済基盤として行政にしかできない施策であり、大いに進めていただきたいと考えておりますが、確認したいのは、都市計画の一環としては、市街化区域を優先して、調整区域内の道路整備は後回しとされる意味であります。愛西市長として偏った施策をされることはないと理解しております。広域農道が整備中であることも承知をしております。ただ、さきの質問と同様に計画などの情報提供の仕方であり、予算や手続の段階で情報を明らかにするのではなく、計画の段階で施策の目的や趣旨、また必要性などの情報発信をされた方が透明性のある進め方と考えております。ただ、決定もしていないデリケートな手続の中の段階では、なかなか出しづらいものもあろうかと思いますが、自信を持って進められればと考えております。

私の知る情報の中で、具体的な計画といたしまして、丸島の交差点改良計画の現在の状況を

お伺いいたします。市民に協力をいただきました買収済み、90から九十何%だと思いますけれども、そのところだけでも工事着手の考えはあるかどうかをお聞きいたします。

次に、八開診療所の東側の南北道路と県道給父・西枇杷島線交差点付近の着手計画をお聞きいたします。

3点目として、旧立田・八開を結ぶ通称農免道路の整備を北へ延ばす計画はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。御答弁よろしくお願ひいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それではまず初めに、私の方からは総合斎苑の建設についてお答えをさせていただきます。

合併した愛西市における斎場利用の状況につきましては、御存じのとおり各地区で合併以前の利用方法を継続して行って来ております。愛西市といたしまして、すべての市民が安心して利用していただける施設を建設することは、市の責任だと思っております。また、式場を併設した総合斎苑を計画しておりますが、市内全体の葬儀でも約6割以上が民間の葬儀会場を利用している状況でありまして、市民の利便性、経済性の観点からも必要であると考えております。議員が言われましたように、今までの体育館等の建物とは違う必要不可欠な施設だと考えております。

また、考えられるサービスといたしまして、すべての市民の方が公平・平等に利用していただける。地区によりましては、持って行っていただく火葬場によりまして、持ち込みの時間、火葬の時間が制限されるとか、いろんな条件がありますので、公平・平等に利用していただける。また、セレモニーホールの利用につきましては、祭壇も備えつける計画をしておりますので、民間施設より安い料金で安心して使用がしていただける、このように考えております。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

給食センターについてお答えをさせていただきます。

この学校給食の衛生管理の基準につきましては、従来は文部科学省による学校給食衛生管理の基準と厚生労働省による大量調理施設衛生管理マニュアルがございました。ともに平成8年のO-157事件の翌年に作成をされております。このうち、局長通知でありました学校給食衛生管理の基準には、先般の学校給食法の改正に合わせまして、同法第9条に明確に位置づけられたところがございます。このことは、平成9年以前に建設されました学校給食施設については、現在の衛生管理基準を満たしていないものが多いため、運用に工夫を凝らして安全性を確保していることを意味しているわけがございます。新しい給食センターは、さきの二つの基準をすべて満たす施設にしていく予定でございます。ハード面だけではなく、HACCPの概念を取り入れた、HACCPと申しますのはチェックする行為等の運用方法を取り入れて、安全性に関しては万全を期する予定でございます。

また、食の安全性やアレルギー対応につきましては、それぞれの専用施設を設置することや担当の職員を配置することによりまして、よりの確な対応が可能になるものと考えております。よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは道路関係の御質問3点ほどございますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、丸島橋の交差点改良計画についてお尋ねでございますが、この件につきましては、現在の買収状況、40筆中37筆が買収済みでございますが、残り3筆が未買収となっております。未買収の1筆につきましては4名共有となっておりますが、1名の方が未相続のために現在未買収となっておりますけれども、相続ができれば買収に応じていきたいということを内々的に承っております。あとの2筆の未買収地につきましては、地権者は同一人でございますが、交渉が難航しておりますが、現在のところ買収のめどは立っておりません。

議員御質問の中で、一部未買収であるけれども、工事着手等はどうかというような御質問もございましたけれども、交差点ということを考えていたときに、基本的には交差点改良については100%用地が確保できた時点で工事着工、施工という運びにしたいと考えております。といいますのも、交差点の場合ですと、未買収地があることによって交差点内等の事故が発生しやすい状態をつくりやすく、交差点ということで他の道路等の関係で出戻り工事が発生するというようなことも考えられますので、原則的には先ほど申し上げたような形で、実際の工事着手に入りたいというように考えております。

それから、2点目の八開診療所の東側の南北に走る道路の関係でございますが、ここの交差点は未買収が原因で、実際県道へ取りついただと、首を絞めたような形になっておりますけれども、そういう実情から見ますれば、交通安全上も支障を来しているということは重々承知はいたしておるつもりでございます。これによりまして、地権者の方と用地交渉を重ねておりますが、なかなか思うように進んでないのが実情でございます。

また、3点目の議員質問の中で、通称農免道路ということでお聞きの道路の件でございますが、こちらにつきましては、現在、早尾町で施行しております歩道設置工事について、これは旧立田村の時代から引き継いでおるものでございまして、現在、市の継続事業ということで、国庫補助金をいただきながら進めさせていただいております。しかし、合併したことにより旧町村の枠を取り払いまして、少し北の方まで歩道設置工事、つまり塩田町の交差点の少し手前まで取り組んでまいりたいという計画は持っております。これより北の部分となりますと交差点に入ってしまうので、将来、その交差点の改良工事をするようなことが発生したときに、道路線形等がどうなるかという問題も抱えておりますので、全体測量をいたしませんとはっきり線形を描くことができないため、また出戻り工事が発生することになるかもわからないということで、少し手前のところでとめさせていただいて、そこの地点までは工事を計画したいという予定をいたしております。以上です。

#### ○12番（鬼頭勝治君）

それでは再質問させていただきます。大項目2点ございますけど、別々に質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、市民に正しい情報提供をという方の再質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

細かく御説明をいただきましてありがとうございました。ただ、残念なことに、これまで建設に至る手続であったり、PFI事業とした手段に対する質問、議論、反対、脱法や、さらには個人的な誹謗中傷に近い内容の情報であったり、本来の事業の目的・趣旨とは少しずれた情報しか市民に伝わっていないような気がしております。

総合斎苑の建設は、今答弁にもありましたように、合併時での懸案・課題であった状況を早急に解決すること、要するに旧立田・八開地区は他市にお願いをいたしまして差額補助をしている状況でございますし、旧佐織地区は津島市のお世話になっていることであります。このように地域ごとに違った施策を早急に解決し、愛西市民が安心して利用していただける施設をつくるのが最大の目的であると私は認識をしております。そうしたことがきちっと伝わっていない、議論されていないということは、非常に残念なことと感じております。

また、給食センターの建設では、もともと佐屋センターの老朽化、建てかえの必要性があり、まだ現在の場所での建てかえができない中で、立田地区を含めた計画となっておるものと理解しております。このことが単純に大規模事業だとか、教育に経済性を追求することはおかしいとか言われておりますけれども、給食センター事業は学校給食の安全性を最も考えることであって、施設を整備する上で二つを一つにするという計画でありますので、整備費の効率化を図っているものであると私は認識しております。決して子供たちの教育に対する経済性を追求しているものではないと考えております。また、食育とか地産地消は、学校教育の中で、また家庭の中で取り組んでいただくものと私は考えております。そこで、総合斎苑、給食センターそれぞれお答えいただきたいんですが、この先は施設をつくって、何を目的にどんなサービスをしようとしているのか、その伝えるべき情報をもっと正確に、もっと市民に向けて発信していくことが肝要と考えております。情報の発信について今後どのように考えておられるのか、お聞きをいたします。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

まず、私の方からは斎場の関係でお答えをさせていただきますが、確かに議員が言われますように、今まで広報とか掲載が少なく、住民の方、市民の方に十分伝わっていない部分があったかとは思いますが、今まで手続上のことで問題とかいろいろありましたので、ちょっと控えさせてはいただいておりますが、今後につきましては、用地買収の方も終わらせていただいておりますので、広報等を使いまして市民の方に早いところお伝えすべきと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

それでは給食センターの関係でございますが、先ほど申し上げましたが、食の安全性やアレルギー対応等、まだまだこれから公募等の折にも詳細な設計が出てまいります。それが市民の方々にいち早く公表できるよう配慮したいと思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

#### ○12番（鬼頭勝治君）

ありがとうございました。またそのように進めていただきたいと思っております。

それでは大項目の2点目の再質問をさせていただきます。

まず1点目の丸島交差点改良事業でございますけれども、私は生活基盤でもあり、通学路の安全対策事業と考えております。ですから、早急をお願いするものでございます。勝幡駅前開発とは事業規模も違いますけれども、現在、用地買収が済んでいない、進められている状況もあります。要するに、事業の大小にかかわらず、目的や計画が明確になっているものは具体的な目標を定めて進めていただきたい。確かに、その相手や補助金など相手のあることですから、計画や目標年度を定めづらいいと思いますけれども、やはりいいことをやろうとしているわけでございますから、自信を持って取り組んでいただきたい。そこでお聞きしますけれども、事業着手の目標年度はいつかをお伺いしたいと思います。

また、二つ目の八開診療所の東側の南北道と県道との交差点付近の整備については、もともと旧八開時代からの懸案ではございます。私が申し上げるのは若干気が引けるわけでございますけれども、社会福祉協議会の本部事務所が八開総合福祉センターに移ったことでもありますし、今後、多方面からの来客も予想されるわけでございますので、早急に実現できるようお願いしたいと思っております。

また、三つ目の通称農免道路の北へ延ばす工事でありますけれども、木曾川左岸の堤防が塩田より通行どめになっているのは承知のことと思います。そうした状況において、塩田交差点を含む改良工事は、通常の交通安全上からも早期に実現していただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

また、さきの質問と同様に、正しい情報を発信すべきと考えております観点から、建設部局の実施計画書等があればお示しをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

4点ほどの再質問かというふうに受け取らせていただきました。順次お答えをさせていただきますと思います。

まず1点目の丸島の交差点の改良工事の関係でございますが、これにつきましては、最初の御質問に対して御答弁させていただきましたように、用地買収の関係は相手さんの意向がかなり大きなウエートを占めます。また、そういう中で事業着手の目標年度をどうかということなんですが、現時点ではいつからというようなことは申し上げることができませんので、お許しをいただきたいと思っております。できるだけ早期に取りかかれるように、地元議員さんであります質問された鬼頭議員さんにもお力添えをいただけたらというふうにも思っておりますので、その節はまたよろしく願いをいたします。

それから2点目の八開診療所の東側の南北道路の関係でございますが、これにつきましても1回目の御質問のときに御答弁をさせていただきました。交渉の中で、時折、前向きなお言葉もいただけることから、何とか今年度中に買収を済ませまして、今年度中工事に一部取りかかれなかなあと思っておりますけれども、地元の方の協力がなかなかな事も進みません。こちらの関係も先ほども申し上げましたように、地元議員さんとしてのお立場の中でお力添えがいただけたらというふうにも思いますので、よろしく願いをいたします。

3点目の農免道路関係についてお聞きでございますが、これにつきましては、一応御意見として承ってまいりたいというふうに存じます。

それから最後、4点目の情報関係のことについてもお聞きでございますが、これにつきましては、愛西市の第1次総合計画におきまして、平成20年度から平成22年度の実施計画書を作成して、議員の皆様方のお手元に行っておろうかと思いますが、お時間がありましたら後ほどごらんいただけるとよろしいかと思っておりますけれども、ただ、維持修繕の年間計画といったものはございません。実情の中で必要な箇所を修繕してまいりたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それで、先ほど御答弁させていただきました実施計画書につきましては、3年のローリング方式で一年一年見直しをするといった形の中で進めておりますので、議員の御質問がございましたけれども、どこまで御期待に沿えるかどうかはわかりませんが、でき得る限り皆さんに見ていただきやすいような形に努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○12番（鬼頭勝治君）

どうもありがとうございました。また、宿題もいただきまして、ありがとうございました。

地元議員も4人見えますし、それぞれの地区にも総代さんが見えますので、協力しがてら、また担当部署と協力しがてら、一刻も早い実現をと願っておる次第であります。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（加賀 博君）

12番議員の質問を終わります。

次に、通告順位5番の7番・榎本雅夫議員の質問を許可いたします。

#### ○7番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いましてスクール・ニューディール構想の取り組みについてと脳脊髄液減少症についての2項目を質問させていただきます。

八木市長におかれましては、さきの市長選挙におきまして市民の信任と負託を受け再選を果たされまして、まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。愛西市の発展に向け、市長の手腕をなお一層発揮していただきたいと思っております。

それでは質問させていただきます。

1項目めのスクール・ニューディール構想の取り組みについて。

政府・与党は新経済対策で、小・中学校など約1兆1,000億円という大規模な投資を行うスクール・ニューディール構想を掲げました。これは、学校施設における耐震化とエコ化、情報化を推進するものであります。具体的には、公立校を中心に太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、インターネットのブロードバンド化や校内LANの充実などICT環境を整備、予定されていた耐震化も前倒しをして3年間で集中的に実施するものであります。

この新経済対策では、二酸化炭素排出の少ない社会を目指す低炭素革命を中・長期的な成長戦略の柱として位置づけられております。環境分野への投資が世界的な潮流になる中、最先端

のレベルの環境関連技術を推進するとして、太陽光発電に力が注がれております。2020年までに現在の発電量を20倍程度まで拡大することを目標にしておりますが、学校施設への太陽光パネル設置は大きな推進力となります。現在、約1,200校に設置されている太陽光パネルは、当面、10倍の1万2,000個を目指すことになっております。

そこでお伺いをいたします。小項目1として、本市における状況と今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、お伺いをします。

小項目2は、校庭の芝生化について質問いたします。近年、校庭の芝生化が全国的に広がる中、鳥取市が行っているポット苗移植による鳥取方式が注目を集めております。苗代の材料費が安く、特別な土壌改良も必要ないため、低コストで設置が可能であり、維持管理も簡単だということであります。全国からの視察も相次ぎ、同方式を導入する自治体もふえつつあります。

同市の取り組みを紹介いたします。芝生のメリットは、一つ、子供たちの遊び場になる、二つ目として、クッションになり、転んでもけがをしない、三つ目として、校庭の砂ぼこりを沈める、四つ目として、ヒートアイランド現象を緩和するなどが上げられております。一方、芝生化に対して、一般的なイメージは施工費が高く、維持管理が大変と、なかなか取り組みにくいものであります。そこで今注目を集めるのが鳥取方式であります。この方式は同市在住のニュージーランド人ニール・スミス氏が提唱する芝生のポット苗移植法、これはテレビでも何回か紹介をしておられます。私も昨年だったと思うんですけどもこの番組を見ておりました。サッカー場などでよく用いられるティフトン芝をポットの中で育て、1平方メートル当たり4株ほどをまばらに植えて、水をやり続けると秋までに一面に芝生化ができます。1平方メートル当たりの施工費用は、マット状の芝を敷き詰める従来の方法が5,000円から1万円ほどかかるのに対し、鳥取方式ですと苗と肥料の材料費は1平方メートル約100円程度で済むということであります。除草剤や農薬は一切使用しないため、低コストで環境にも優しい、芝生の移植と維持管理作業、水やりとか芝刈りを協働を行うことで、専門業者だけでなく、地域や学校などでも取り組むことが可能であると言われております。

そこで質問をいたします。1点目といたしまして、本市の小・中学校の校庭の現状についてお伺いします。2点目として、この校庭の芝生化に取り組んではどうかお伺いします。3点目といたしまして、サッカーくじ、t o t oを運営する日本スポーツ振興センターが平成21年度助成事業として7月31日まで追加募集をしておりました。本市も参加してはどうかと思いがいかでしょうか。

小項目3といたしまして、電子黒板、デジタルテレビについて質問いたします。

学校におけるICT環境の整備は急務の課題と言えます。ICT技術は今や社会に不可欠なインフラであり、こうした環境整備の格差が子供たちの教育現場にあってはならないと考えます。パソコンや電子黒板の設置、地デジ対応テレビの設置などICT化を進め、教育環境を充実してほしいと思います。

そこでお尋ねいたします。1点目、電子黒板について、電子黒板はパソコンと接続できるボードで、パソコンの画面をボードに映し出し、直接タッチしたり書き込みができる最新式の機

械であります。本市の現状はどうか。また、地デジテレビについては昨年私は12月議会の一般質問で、小・中学校に設置されている361台について、受信方法や台数などを検討していくとの答弁がありましたが、その後の進捗状況についてお伺いします。2点目は電子黒板、地デジテレビの設置について、平成21年度補正予算において、地域活性化公共投資臨時交付金が創設されました。この補助金を活用して対応されると考えますが、今後の計画、取り組みについてお伺いします。

大項目二つ目といたしまして、脳脊髄液減少症についてお伺いをいたします。

先日、愛知県脳脊髄液減少症患者家族支援の会の代表の方にお話をお聞きしました。その方は、見た感じは健常者と変わらないのですが、交通事故の後遺症で脳脊髄液減少症で苦しんでおられる体験を、1時間ぐらい話をされました。話の途中、気分も集中力もなくなってくる中、このような患者が子供さんから大人までたくさんおられると伺いました。脳脊髄液減少症は交通事故やスポーツ障害、落下事故、暴力などがきっかけで頭痛や目まい、耳鳴り、しびれ、記憶力や気力の低下などさまざまな症状が起こる病気であります。しかし、この病気については専門家の見解もさまざまで、認識の違いがあるなど適切な診断・治療に必ずしも結びつかず、精神的なものと判断され、長期化にわたり苦しんでおられる患者さんが多いと伺いました。全国に20万人から30万人の潜在的な患者さんがいるといわれ、その治療として効果があるといわれているのが自分の血液を髄液漏れする周辺に注入し、血液が凝固する性質を利用して漏れている部分を防ぐブラットパッチ治療法があります。しかし、診断や治療法が確立しないことから十分な評価を受けられないため保険適用外となっており、患者さんの負担が大きいのが現状であります。先日、お会いした方もブラットパッチ治療をしており、1回14万ぐらいかかると言われております。脳脊髄液減少症は、社会的にはまだほとんど認知されておられません。しかし、実際に本症状で悩んでおられる方々にとっては深刻な問題でありまして、対応をしっかりと行っていかなければならないと思います。

そこで質問をいたします。1点目、本市の福祉部として脳脊髄液減少症の認識と実態についてお伺いいたします。2点目として、学校教育現場では体育の授業中の事故、部活動での事故、いじめによる暴力を受けたことが原因で発症している事例もあります。本市において、脳脊髄液減少症ではないかと疑われる症状の児童・生徒の実態と認識についてお伺いします。3点目、以前、文部科学省スポーツ青年局学校健康教育課、安全課や愛知県教育委員会などを通じて、学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について、どのような対応をされたのかお伺いします。4点目としまして、教師や保護者に脳脊髄液減少症への理解を深めることが必要であると考えます。広報とか福祉関係などの会合などで周知してはどうかお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。あとは自席からお尋ねしますので、よろしくお伺いをいたします。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

スクール・ニューディール構想の取り組みについてということで御質問をいただきました。これにつきましては、国が打ち出したスクール・ニューディール構想は、学校施設における

耐震化、エコ化、ICT化の3事業が柱となっております。このうち、エコ化による太陽光発電の設置は経済産業省、文科省、国交省、環境省が合同で打ち出しているものでございます。太陽光発電の導入拡大のためのアクションプランに位置づけられておるものでございます。しかし現在、市内小・中学校では太陽光発電パネルの重量に耐えられるような構造とはなっておりませんので、一部、佐織中学校等は設置は可能かとは考えておりますが、非常に困難なことと考えております。今後、学校を含む公共施設においては、建設時や建てかえの折に太陽光発電の設置について検討をする必要があると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、校庭の芝生化についてでございます。

現在、小・中学校の校庭に芝生が張ってございますのは開治小学校、立田南部の福原分校、八開中の3校でございます。また、佐織地区の小・中学校と八輪小の7校では、ドライクレイもしくはグリーンサーフェイスが施工してございます。鳥取方式は、ティフトンと呼ばれる芝をポットごとに40から50センチ間隔で植えれば二、三ヶ月で完成すると聞いております、しかし、管理面では成長が早いため、週1回は芝刈りとか水やりが必要であるとも聞いております。現在、芝生が張ってございます開治小と八開中では芝刈りをシルバー人材センターに委託をしておりますが、開治小では年3回芝刈りで22万8,000円、八開中は年6回で20万5,000円の費用がかかっておるのが現状でございます。また、校庭の利用面から考えますとき、野球やソフトボールを行う場合、内野部分は芝生でない方が競技しやすいとも思われます。校庭の全面を芝生化することは慎重な検討が必要であると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、電子黒板、デジタルテレビについてでございます。

電子黒板、デジタルテレビについては、現時点ではどの学校にも設置していないのが現状でございます。今回、文科省では学校ICT環境整備事業を立ち上げ、電子黒板やデジタルテレビの設置、パソコン整備の拡充を図ることとしております。この事業は単年度事業で、2分の1が国庫補助で残りの2分の1は地域活性化・経済危機対策臨時交付金の対象になるとされております。ただし、デジタルテレビにつきましては、50インチ相当で電子黒板機能が後づけできるものとされております。

教育委員会といたしましては、この補助制度を利用して、今年度中に電子黒板、デジタルテレビが設置できるよう現在準備を進めているところでございます。設置計画といたしましては、電子黒板を各小・中学校1台、デジタルテレビは小・中学校とも職員室もしくは校長室に1台と、各棟・各階ごとに1台、移動式を考えております。設置台数としては、小学校76台、中学校35台、計111台を予定いたしております。事業費といたしましては、7,578万2,000円ほどを見込んでおります。受信方式はケーブルテレビを現在考えております。

なお、パソコンの整備については、現在リース延長を行っております立田地区の小・中学校199台と、校務用分ということで26台の入れかえを考えておりまして、事業費といたしましては8,594万2,000円を予定いたしております。

○福祉部長（加賀和彦君）

それでは脳脊髄液減少症につきまして、福祉部での認識はという御質問でございますが、本市ではありませんが、よその市でそういった病気によります後遺症と申しますか、そういうことで体幹機能障害になられまして、身体障害者手帳が交付されたというようなことは聞いております。そういった病気があるということは認識をしておりますが、実際に今のところ窓口へお見えになったりとか、就労センター等も一応確認をしましたが、まだそういった相談に見えた方はないということでございましたので、答弁とさせていただきます。

○教育部長（藤松岳文君）

私の方からもお答えをさせていただきますが、脳脊髄液減少症につきましては、今週初めテレビの方でも特集が組まれておりまして、私も認識を新たにいたしましたところでございます。

これにつきましては、平成19年5月31日付、文科省より「学校におけるスポーツ外傷等の後遺症への適切な対応について」という通達が海部教育事務所を通じて出されております。それを受けて、愛西市養護教諭部会で平成19年7月に研修会を開催して周知を行っております。また、他地区からの転入養護教諭や新任養護教諭の認識を深めるため、本年度も研修項目に取り上げる予定でございます。

現在、市内各小・中学校にこの症状を訴える児童・生徒はございませんが、養護教諭が日常的に健康状態等把握をいたしております。この症状以外にも教職員と協力して、円滑な学校生活のために日々対応をいたしております。また、スポーツ外傷等の事故後の後遺症によって、学校生活に支障を来している児童・生徒は現在いないという御報告をいただいております。しかし、事故後の後遺症に限らず、学校生活に支障がある児童・生徒に対しましては、その都度学校全体で相談し、対応を工夫しているとともに、必要となれば施設面や介護員の整備など、市当局といたしましてもできる限り対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○7番（榎本雅夫君）

それぞれの答弁ありがとうございました。

それでは何点か再質問させていただきます。

太陽光発電については、建築構造上の問題で、佐織中以外はなかなかパネルの重量に耐えられないので設置は難しいということですが、いずれにしましても、今後については設置できるような対策を考えていただきたいと思います。

耐震化についてちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですが、このスクール・ニューディールの取り組みの耐震化は前倒しでできるということですが、愛西市の場合は22年に完了ということですので、その1点だけ再度確認をさせていただきます。

○学校教育課長（山田喜久男君）

愛西市の小・中学校の耐震化の完了事業年度はということだと思います。予定どおり現在進んでおりまして、平成22年度、すべての小・中学校の耐震化を完了させる予定でございます。以上です。

○7番（榎本雅夫君）

そういうことで、今後、太陽光発電のパネルが設置できるような対策を考えていただきたいと思えます。

校庭の芝生化について、今現状をお聞きしましたがけれども、芝生が張ってあるところは3校であると、愛西市は。芝生ではないけれども、ドライクレイですか、グリーンサーフェイスという施工でありますけれども、ちょっと教えてもらえますでしょうか。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

今のドライクレイとグリーンサーフェイスについて御説明を申し上げたいと思えます。

ドライクレイにつきましては、石灰岩を粒度調整、いわゆる砕きまして細かく粒度を調整したものでございます。第1層から順に下へ層をつくっていくわけですがけれども、一番表面となる第1層の粒度調整というのは、ゼロから2.5ミリの粒状のものになっております。

また、グリーンサーフェイスは基本的にドライクレイと同じでございますけれども、成分が緑色変成岩という岩石を砕いたものということで御理解をいただきたいと思えます。以上です。

#### ○7番（榎本雅夫君）

私は、保護者の方から何回か校庭を芝生にしてはどうかというお話をお聞きするわけです。これは佐屋小に関してでございますけれども、ほかで芝を張っていない3校とか、あるいは今全くされていないようなところの学校で、保護者とかPTAの方から芝生に対しての意見とか、あるいは何かそういったお話があったかどうか、もしあれば、どのような意見があったのかお聞きしたいと思えます。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

私どもが聞き及んでいる部分の中で、芝生化にしてほしいという御意見は、直接保護者の中からは聞いておりません。ただ、現在、学校開放をして御利用いただいている学校の中で、特にサッカーをやられる団体からは若干聞こえております。ところが、議員もごらんになっていただければわかると思えますが、八開中学校と開治小学校で現在芝生グラウンドになっておりますけれども、八開中では4分の1が野球の内野、いわゆるダイヤモンド部分になります。その部分については芝生は張ってありません。また、開治小については学校開放で野球等は使用しておりませんし、子供さんが走るトラック部分については土のグラウンドになっております。そんなような状況でございます。

#### ○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

それで先ほども壇上で話したんですが、スポーツ振興くじのt o t oについて、5月20日の中日新聞でありますけれども、平成21年度の助成事業を追加募集しているという広告が掲載されておりました。そこを見ますと春日井市の篠木小学校の校庭で芝生化された、助成されたというこういう記事があるんですけれども、こういった申請に対して条件とか、そういうのが厳しいのか、その点を1点お伺いいたします。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

いわゆるt o t oくじと言われるものでございますけれども、スポーツ振興くじ助成金で

ございます。5月25日から7月31日まで公募が今年度分されていると聞いております。その中で、グラウンドにつきましては芝生化について助成がされるということで聞き及んでおります。事業費の5分の4が補助対象になるというふうに聞いてはおりますけれども、芝生化にすることそのものが、先ほど申し上げたような問題がございますので、今年度につきまして、このスポーツ振興くじ助成金については応募をする予定がございません。以上です。

#### ○7番（榎本雅夫君）

わかりました。

それでは、電子黒板、デジタルテレビについてお伺いします。

今、部長の方から各学校に電子黒板が50インチ、全部設置しますよということでありました。テレビの方は小・中で111台ですか、たしか前回質問したときは361台、現在あるということがありましたので、それ以外はチューナーというようなもので対応するのか、ちょっとそれをお伺いします。

#### ○学校教育課長（山田喜久男君）

地デジ対応のデジタルテレビでございます。議員がおっしゃるように、現在、学校すべてのテレビ台数を合計しますと361台でございます。それは主に、各小学校は各教室すべてにございます。中学校は、ない中学校もございます。そういった中で、今回キャスターつきの移動のできる50インチのテレビを各フロアごとに整備をさせていただいて、配線につきましては、既存の配線を利用しながら、移動式のテレビをアンテナ線につなげば映るように、という計画で現在進めております。電子黒板につきましても、各校1台ずつ新しく配置がしてあると、このように考えております。

#### ○7番（榎本雅夫君）

ありがとうございました。

いずれにしても、交付金が来るわけでありますので、ぜひICT環境の整備の推進をしていただくよう要望いたします。

それでは次に、脳脊髄液減少症について、今、教育部長からも答弁がありました。

ここに「子供の脳脊髄液減少症」という冊子があるんですけども、これの編集者は脳脊髄液減少症患者支援の会の子供支援チームの鈴木裕子さんという方なんですけれども、この鈴木さんの子供さんも中学校入学後、部活動がきっかけで原因不明の病気となって、5年後に脳脊髄液減少症と診断されまして、ブラッドパッチ治療を受けられております。そして、この本の監修をされたのが篠永正道さん、国際医療福祉大学熱海病院脳神経外科教授が監修された小冊子でありますけれども、この中に病気で苦しむ子供たちが、さまざまなメッセージを寄せております。少し紹介させていただきますと、中学2年の女子の13歳の方なんですけれども、不登校と思われ、クラスに子供たちもいなく、本当に孤独とつらい症状の毎日だったと。学校の先生の温かい言葉が欲しいと心から思った。また、本当のことを話してもお医者さんも学校の先生にもわかってもらえなかった。この病気のつらさ、苦しさをどう例えたら理解してもらえるかという、そういった子供たちのメッセージが寄せられておる小冊子であります。先ほど教育

部長の方からも、養護教員、こういった研修項目も今年度に取り入れて周知を図っていくという答弁でありましたけれども、そういった養護教員の方だけではなくて、ほかにも保護者や教職員、そういう人を対象に認識、理解をしていただくためにも講習会等の実施をしたらどうかと思いますが、お聞かせください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

私からお答えをさせていただきます。

脳脊髄液減少症ということで、実は19年の5月31日に文科省からこういった通知がされております。ところが一般の教諭の方、やはりなかなか認識が薄いというのは事実でございます。私どもも恥ずかしながら議員から御質問いただくまで、なかなか聞きなれない傷病だということで認識をしておりました。私も、せんだってのテレビも拝見させていただきました。5ヵ月不登校に陥り大変苦勞された。その中で、なかなかこの傷病が見つかりにくい、外見ではわからない、医者でもなかなかわからないというようなことだそうでございます。そういった学校の現状の中で、先ほども申し上げたように、この症例にかかった方がお見えにならないと答弁させていただきました。しかしながら、申し出がないとわからないのが現状でございます。御本人も気づいておられないかもわかりません。そういったことも踏まえまして、いろんな場面で学校全体、また保護者の方にこういった症例があるんだということをPRしていきたいと考えております。以上です。

**○7番（榎本雅夫君）**

ぜひ周知をしていただきまして、脳脊髄液減少症への理解が深まる取り組みをぜひお願いをして質問を終わります。以上でございます。

**○議長（加賀 博君）**

これにて7番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は3時15分再開でお願いします。

午後3時02分 休憩

午後3時15分 再開

**○議長（加賀 博君）**

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位6番の、15番・小沢照子議員の質問を許可いたします。

**○15番（小沢照子君）**

議長よりお許しをいただきましたので、通告に基づきまして新地方公会計制度についてと健康診査について、そして子育て支援についての大項目3点について質問をさせていただきます。

地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由で、かつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠であるとして、新公会計制度の導入に向けての対応が進められております。

そこで、愛西市の取り組みと公表について5点ほどお尋ねをいたします。

1点目に、この制度の考え方と目的について、2点目に、どんな種類のものが作成され、どのように活用されるのか、3点目に、作成されたものは議会と住民にどのように公表をされるのか、4点目に、作成された数値と決算額とは差異が生じるのかどうか、5点目に、この制度の整備に要する費用と、それに対する財源措置についてお伺いをいたします。

次に、大項目2項目めの健康診査についてでございます。

初めに、特定健診・保健指導事業についてで、これも4点ほどお尋ねをいたします。

1点目に、平成20年度の目標値と達成率はどうであったか。そして、その健診の結果を受けての2点目で、保健指導の現状については、保健指導の対象者数と実施者数、そして達成率をお聞かせください。それから3点目に、平成20年度から24年度までの5年間の実施計画書の内容と、4点目に、本年21年度の事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

なお、実施計画書の内容につきましては、通告後に計画書をいただきましたので、平成20年から24年までの5年間の設定目標値を御答弁ください。

次に、乳がん検診についてでございます。

がん予防につきましては、がん検診が予防対策の中心を担っており、住民に身近な市町村で実施されるがん検診として定着をしてきました。そこで、乳がん検診についてお尋ねをいたします。

通告で、1点目の平成17年度から20年度の受診者数と受診率につきましては、資料をお願いして事前にいただきましたので、御答弁の方は省略していただいて、2点目の、これまで毎年1回助成を受けて受診できた検診の受診間隔が2年に1回となった理由をお聞かせください。

次に、大項目3項目めの子育て支援について。

1点目に、小学校6年生までの医療費を無料化にでございます。

子育てを社会全体で支え、子育てが安心してできる施策の一つとしての子供医療費の無料化は、子育て支援に貢献度が大きいところでございます。本市は、昨年20年度から小学校3年生まで拡大して、医療費の無料化を実施していただいております。市長のマニフェスト、これは本年から4年間のお約束でございますが、その中でも小学校6年生までの医療費無料化がございまして、そこで、この施策を来年度、22年度からの実施を提案させていただきたいと思っておりますが、市長の御見解をお伺いいたします。また、実施に伴う影響額もお伺いいたします。

子育て支援2点目は、特別支援教育の現状についてでございます。この件に関しましては、法改正後の平成19年6月議会におきまして質問をさせていただきましたが、対応として、今後の課題という部分もございました。その後2年が経過いたしましたので、取り組みの現状をお聞かせください。

以上、御答弁よろしくお伺いいたします。

## ○企画部長（石原 光君）

それでは、最初の新公会計制度、市の取り組みについて5点ほど御質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目の制度の考え方と目的の関係でございますが、これは議員が今御質問の中でもお

話がありましたように、いわゆる地方公共団体におきましても、資産、債務改革の積極的な推進が求められております。そうした中で、現在の予算・決算、これは御案内のとおり今の会計そのものが現金主義、いわゆる単式簿記の会計制度で進めておるのが現状でございます、その現在の予算・決算資料では把握し切れない、いわゆるストック情報を企業会計、これは複式簿記になりますけれども、そういった手法を活用した財務諸表を作成し、財政の運営の判断をするための参考資料とすることを目的といたしまして、先ほどお話がありました公会計制度が導入されたものでございます。そして、当然ながらこの作成した財務諸表につきましては、その情報を開示するというので、総務省の方からそういったものが制度的に取り入れられたというものでございます。

そして、作成をされます財務諸表といたしましては、これは財務4表と言われておりますが、いわゆる資産・負債を明らかにする貸借対照表、これはバランスシートと言います。そして、会計期間中の費用・収益を明らかにいたします行政コスト計算書、それから期間中の純資産の変動をあらわします純資産変動計算書、それから支出を性質により三つに区分いたしまして、それに対する財源を収入とし、収支の実態をあらわします資金収支計算書、これがいわゆる財務4表と言われるものでございまして、こういったものを作成することになっております。

そして、活用につきましては、これはすべてを公共団体が統一的な考え方で作成をしておりますので、決算ではわからない内容の財務諸表を類似団体と比較することができるわけございまして、内容の比較ができると、そういったものに活用するという考え方でございます。

そして、今回の財務諸表につきましては、決算や健全化判断比率のように、いわゆる監査委員さんによる審査を受けるという法定制度はございません。平成20年度の決算につきましては、実は公表時期について今現在検討中でございますが、いずれにしましても、国の方は秋ぐらいまでに公表せよというような指示もございますので、今年度中には公表していきたいと。ただ、先ほど申し上げました財務4表が聞きなれない財政用語が使われておりますので、そういった用語解説等を加えまして、よりわかりやすい形で公表していく方向で、今のところは考えております。

それから、4点目の作成された数値と決算額との差異は生じるかという御質問でございますが、御案内のとおり決算書、一般会計・特別会計の現時点の決算書というものは、決算数値そのものをあらわしているのが現状でございます。そして、今回の財務諸表につきましては、決算統計のデータ、これは全国統一的な決算統計的な手法でございますけれども、これは普通会計というのがベースになっております。その普通会計といいますのは、一般会計、土地取得特別会計、あるいはその他の特別会計の繰り入れ、繰り出しを純計した数値を決算統計数値として用いておるわけでございますけれども、その数値をもとに作成をすることになります。したがって、決算書と決算統計の数値につきましては、先ほど申し上げましたように把握の仕方が若干違う部分がございますので、当然ながら最終的に数値的には差異が出るというふうに理解をしております。

それから、最後の整備に要する費用の関係と財源措置の関係でございますが、これは御案内

のとおり、今愛西市も資産把握のために20年度、21年度、これは2ヵ年の継続事業ということで、議会の方へも御提案を申し上げまして御議決をいただき、今21年度が2年目でございますけれども、いわゆる公有財産台帳整備を行っています。これは約3,500万円かけて今整備を進めている現状でございますけれども、一方でその財源措置の関係でございますけれども、この公会計制度の諸表の事務費的なものでございますが、普通交付税の算定におきまして、公会計整備費に係る交付税算入分としては、約900万円ぐらいが交付税措置されるということで、財源措置がされているという実態はつかんでおります。以上でございます。

#### ○市民生活部長（加藤久夫君）

それでは、私の方から健康診査についてお答えをさせていただきます。

まず特定健診の関係でございますが、平成20年度の目標値といたしまして、平成20年3月に策定いたしました愛西市特定健康診査等実施計画に掲げました目標値につきましては、特定健診が40%、特定保健指導が20%でございます。この達成率でございますが、特定健診の達成率につきましては28.1%、特定保健指導につきましては、まだ最終評価は終了しておりませんので申し上げられませんが、8月ごろに結果が出せると思っております。

あと特定保健指導の現状でございますが、まず動機づけ支援でございます。こちらにつきましては、生活習慣病に移行するリスクが低いレベルの方を対象ということで、生活習慣改善のために1回の面接と6ヵ月後の評価を実施するものでございますが、海部医師会の指定医療機関及び保健センターに委託しておりまして、476人の対象者のうち75人の方に初回の面接を実施しております。率にいたしまして15.75%でございます。

それから積極的支援、こちらの方につきましては、生活習慣病に移行するリスクが高いレベルの方で、3ヵ月以上の継続的な支援の後、6ヵ月後の評価を実施するものでございますが、19年度にヘルスアップ事業で成果を上げました委託業者に20年度も委託して実施しております。6ヵ月継続的に月1回程度でございますが、会場に出向いていただきまして、生活習慣改善のための支援を受けていただくものであります。180人の対象者のうち16人の方に参加をさせていただいております。率にいたしまして8.88%でございます。

続きまして、20年度からの5年間の実施計画書の内容はということでございますが、こちらにつきましては、今生活習慣病が死因の6割、医療費の約3分の1を占めているという状況の中で、医療保険制度を持続可能にするための構造改革として、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定健診・特定保健指導の実施が保険者に義務化されました。これに伴いまして、愛西市における特定健診・特定保健指導の実施方法及びその成果に係る目標などを掲載いたしております。

この特定健診の目標実施率ですが、20年度におきましては先ほど申し上げました40%、21年度におきましては46.5%、22年度におきましては52.6%、23年度におきましては58.5%、24年度におきましては最終ですが、65%という目標を立てさせていただいております。

あと、この21年度事業の取り組みということでございますが、20年度につきましては、目標率が達成できなかったということも踏まえまして、まず受診率の向上に努めてまいりたいと思

っております。20年度は初年度ということもありまして、対象者の方に健診の存在とか受診の方法が十分にお知らせできなかったということで、今年度につきましては、まず一つとして個別の通知、3月には特定健診の受診方法及び集団健診の申し込みの仕方、5月におきましては、個別に健診の受診方法及び受診券の送付を行っております。8月に未受診者への勧奨通知を行う予定をしております。広報におきましては、4月から9月まで受診のお知らせ及びメタボリックシンドローム予防知識の普及ということで、広報に掲載をさせていただく予定をしております。また、ポスターの掲示といたしまして、市内の各公共施設、それから指定医療機関に掲示をしております。それから、愛西市のホームページにも掲載をしております。また、6月から始まります出前講座等を利用いたしまして、特定健診の趣旨及び受診の勧奨等を行っていきたいと思っております。

続きまして、乳がん検診の関係でございますが、こちらの方につきましては平成17年から20年、お持ちでありますように、受診率につきましては毎年十四、五%の受診率で移行しております。

2番目の受診の間隔が隔年受診で2年に1回となった理由でございますが、これにつきましては、平成16年3月に出されました厚生労働省がん研究班の「がん検診に関する検討会中間報告」、また老人保健事業に基づきます「乳がん検診及び子宮がん検診の見直しについて」によりまして、対象年齢は40歳以上とし、受診間隔については2年に1度とすることが適切であると提言されております。がん検診につきましては、合併当初から海部医師会も海部医療圏で乗り入れをしています関係上、統一の考えを示しております、18年度、19年度と調査・調整期間を経てきております。その後、平成20年3月31日付の厚生労働省より「がん予防重点教育及びがん検診実施のための指針について」が示されておまして、これによりまして、乳がん検診の対象者は40歳以上の女性とし、実施回数については、原則として同一人について2年に1回行うものとされています。これを受けまして、その後、平成20年度に周知期間を経まして、21年度より本格的に実施しているところでございます。ただし、対象年齢につきましては、当初から実施してきております30歳以上で実施したいと思っております。

あと子育て支援の関係の医療費の無料化拡大ということで御質問でございますが、こちらにつきましては、拡大による影響額でございますが、小学校4年生から6年生までの通院に係る医療費の見込みでございますが、20年度ベースでいきますと約6,400万ほどでございます。実施の期間でございますが、市の考え方といたしまして、22年度より実施したいという考えは持っておりますが、今後、準備ができ次第、また条例改正等をお願いすることになると思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

#### ○教育部長（藤松岳文君）

特別支援教育の現状についてお答えをさせていただきます。

愛西市では現在、小・中学校16校に25の特別支援学級が設けられております。67人の児童・生徒が在籍をいたしております。支援体制といたしましては、すべての小・中学校において校内で特別支援教育委員会を設置いたしまして、コーディネーターを中心とした全校的な支援体

制を確立いたしております。障害のある児童・生徒の実態把握や支援方法の検討等を行っております。また、教育委員会といたしましては、昨年度より愛西市特別支援教育連携協議会を立ち上げまして、関係機関と就学前から卒業後に至るまで、情報交換や連携システムの構築に努めているところでございます。

具体的な施策といたしましては、今年4月より発達障害や身体障害のある児童に対し、学校内での日常生活介助のための特別支援教育支援員を2小学校に配置いたしました。さらに、別の小学校2校へも支援員をでき得る限り早い時点で配置できるよう、現在準備をいたしております。通常学級に在籍している自閉症等の障害を抱えた児童・生徒の学習及び生活指導上の支援として、草平小学校を拠点とした通級指導教室は、現在13名の児童・生徒を支援いたしております。また、本市独自のスクールサポート制度は、現在3小学校で実施いたしております。不登校児童・生徒の学校復帰への支援といたしましては、昨年9月に開設をいたしました適応指導教室に6名が在籍いたしております。今後も障害を抱える児童・生徒一人ひとりのニーズを把握し、適切な支援や指導を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。以上です。

**○15番（小沢照子君）**

御答弁ありがとうございました。

それでは、後の方からお願いいたします。特別支援教育の現状についてでございます。

2年間、本当にいろんな各方面で手厚くといいますか、対応をいただいている状況がわかりました。1点質問ですが、学校内での日常生活介助のため、特別支援教育支援員を2小学校に配置という御答弁がありました。どこの小学校でしょうか。それともう一つ、本市独自のスクールサポート制度、現在三つの小学校で実施、その三つの小学校名を教えてください。

**○学校教育課長（山田喜久男君）**

それでは、私の方からお答えをいたします。

初めの支援員の関係ですけれども、今年度4月から佐屋西小学校及び草平小学校、佐屋西小学校の子供につきましては、普通学級の下半身不随のお子さんでございます。草平につきましては、特別支援学級へ配置をさせていただいております。

それから、スクールサポートの関係ですけれども、これにつきましては、スクールサポート制度を御承認いただいてからずっとこの学校が立田北部小学校、ここにおきましては、要約筆記の方を派遣させていただいております。それから、北河田小学校の子につきましては、片足が義足でございますので、水泳指導等に講師の方を派遣しております。もう1校につきましては草平小学校、これも先ほどの特別支援学級の方へ派遣をさせていただいております。以上です。

**○15番（小沢照子君）**

今御答弁がありましたように、障害を持った児童・生徒一人ひとりのニーズを把握していただいて、そして適切な支援や指導を今後も進めていただきたいことをお願いしておきます。

それから、次に特定健診です。その前に、市長にお願いしたいんですけど、子供の医療費無

料化、確認ですが、小学校6年生まで、来年22年度より実施ですね。

**○市長（八木忠男君）**

小沢議員の質問にお答えいたします。

昨年度から小学校3年生までお願いをしてきました。担当から申しあげましたように、目標22年度より進めたいという考え方でおります。

**○15番（小沢照子君）**

ありがとうございます。

それでは特定健診の方です。今部長の方から、今年度の目標とそれから達成率を伺いました。私が一昨年、平成19年12月議会におきましてこの件を質問いたしました折に、当時の部長から多少目標値は変わるかもしれないけれどもという前置きをされまして、今実施計画を策定中であるということで、53%という20年度の目標値が発表されたんですね。それから数日後の文教福祉委員会におきまして、簡単に40%という発表があったんですけども、それにしましても達成率が28.1%、これは先ほどの御答弁の中で十分お知らせができなかったということですが、どのようなお知らせをされたんでしょうか。余りにも最終65%に達するには、低い達成率ではないかと思われまうけど、御答弁をお願いいたします。

**○保険年金課長（石黒貞明君）**

20年度の周知方法でございますけれども、広報と個人通知ということでございますので、よろしくお願いをいたします。

**○15番（小沢照子君）**

この特定健康診査等実施計画ということで、ただいま申しあげました12月議会においては、ただいま策定中であるということで、でき上がるのを心待ちにしておりましたがなかなかいただけませんで、今回、内容の通告をさせていただいたんですけど、通告をさせていただきましたら、その実施計画書をいただきました。これですね。これをいただきましたら、平成20年3月になっております。今21年6月ですね。これはすごい予算がつけられて、策定委員さんもおられて、策定をされたんですけども、これはどうなっていましたの、今まで。ちょっとお聞かせください、これ。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

まことに申しわけございません。これ、どうも手違いによりまして、実施計画書のお配りがしてなかったということを深くおわび申し上げます。これにつきましては、その当時どのような話をされてみえたのか、申しわけございません、私も課長もことしかわったばかりで、こんなことを言っておって申しわけないんですが、どのような格好で計画をしていたかということで、お配りがしてなかったというのは事実でございます。これはお配りすべきものでつくったと思っておりますが、そういう手違いによりましてお配りがしてなかったということで、本当に申しわけございませんでした。

**○15番（小沢照子君）**

くどいようですが、ちょっと触れなければいけません、予算が約230万計上されておしま

すね。当初は660万の予算がありましたけれども、決算で230万。単価幾らで何冊作成されたんでしょうか。

**○市民生活部長（加藤久夫君）**

単価についてはちょっとあれですが、100部印刷をして、お渡しをするように多分準備がされていたと思っております。

**○15番（小沢照子君）**

このこと一つをとらえましても、やはりこの特定健診・特定保健指導に対しての行政側の真摯な取り組みを疑いたくなるわけですよ。これは申すまでもなく、これをきちっと5年後の平成24年度に目標値を達成しなければ、住民の国民健康保険税にはね返ってくるわけなんですよ。ですので、大事な策定された実施計画書が議員自体にも配られていないということで、どのような対応かと本当に驚くばかりですけども、早急に配付していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、次に乳がん検診の方にまいります。

先ほど国の指針のようなお話がございましたね、隔年検診ということですね。海部の医療圏で統一見解のようなお話がございましたが、それでは、海部地域でこの隔年検診の状況はどのようになっていますでしょうか。海部の統一見解と言われますと、全自治体が2年に1回になったのでしょうか。それとも、毎年の検診を実施しているところもあるのでしょうか、お聞かせください。

**○健康推進課長（横川好子君）**

海部地域での各町村の隔年受診の状況という御質問にお答えさせていただきます。

足並みをそろえる予定で、20年度より調整に入っておったものなんですけれども、一部に隔年受診をしておらない市町がございます。具体的に町村を申し上げるならば、蟹江町と飛島村については、この隔年受診を現在もまだ実施しておりません。以上です。

**○15番（小沢照子君）**

そういたしますと、国の指針ではありますけれども、自治体によってはこれまでどおり毎年の検診が実施されているということですね。

**○健康推進課長（横川好子君）**

おっしゃるとおりですけども、先ほど部長の答弁の中にもございましたように、17、18年度で準備を進めてまいった中では、同一歩調で行こうという話がなされておったというふうに聞いております。ところが、結果としてこういう結果になっておるということを御報告させていただきます。

**○15番（小沢照子君）**

毎年検診を実施している自治体があります。これは非常に女性特有のがんで、子宮がんもそうですけれども、罹患率が毎年上昇していくんですね。住民にとっては、非常に隔年になるということはデメリットだと思います。これを実費で検診すると幾らかかるのか。それともう一つ、これを隔年にするによって、今申しました住民のデメリット、行政にはどういうメリ

ットがあるのでしょうか。

**○健康推進課長（横川好子君）**

まず、検診単価の方からお答えさせていただきます。

健診につきましては、集団検診と個別検診と両方でやっております、検診単価も多少違いがございますけれども、個別についてのみ御報告させていただきます。個別検診につきましては、今この検診のお話をいただいているのは、恐らくマンモの関係でいただいているのではないかと思うんですけれども、マンモグラフィの検診につきましては、個別単価、検診費用としては1万290円という契約でやっております。もう1件、若い年齢層の方ですね、超音波の方の検診料につきましては、参考までに8,930円という単価の契約で進めております。

それから、住民へのメリットと行政側というお話なんですけれども、先ほど来からお話をさせていただいております国の指針の中にも、毎年受診と隔年受診との顕著な差は見られないと、がんの研究会の報告の中にもそういう報告がございます。それと、デメリットと申し上げたらよろしいのでしょうか、住民側の方につきましては、マンモグラフィですとエックス線被曝のリスクをどうしても負うものですから、その辺がリスクではないかと考えております。行政側としては特に顕著なメリット・デメリット、経費的なものも特にないように思っております。といいますのは、検診の受診率の差といいますか、下がっておるといふ状況というのは、当初にお渡しをいたしました比較表の中でも見ていただくとわかるかと思っておりますけれども、顕著な差は生じておりません。以上です。

**○15番（小沢照子君）**

行政側に隔年にしてメリットがなければ、これまでどおり毎年で実施していただけないのでしょうか。マンモが体に影響があるようであれば、エコーでも構わないと思います。今のような経済情勢の中で1万290円とか8,930円を実費で支払って検診を受けるということは、本当に厳しい状況であると思いますので、いかがでしょうか、これまでどおり毎年乳がん検診を実施していただきたいと思います。

ここに乳がん検診の位置づけというのがございますが、乳がんはしこりの自覚によって発見されることが多いことから、唯一自分で検査ができるがんとして自己触診が勧奨されてきた。しかし、しこりが触れるような乳がんは、そのほとんどが浸潤がんであり、多臓器への転移の可能性が高い、乳がんによってほかの臓器へ、体じゅうにがんが散らばっていく、そういうがんであります。今、我が国でも女性のがんの罹患率でトップです、乳がんが。ですので、ぜひとも隔年にして行政側にメリットがないのであれば、ぜひこれは毎年の乳がん検診にしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。市長、お願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

今の内容、担当が申し上げておりました国の比較の中でもそんなにないということ、あるいは私どもの過去の受診率が十四、五%というような報告もしております。まさに私の周りのことを言うと、またすぐそういうことをなんて話になるかもしれませんが、実際、周りに乳がんでのいろんな状況であった人も、私、ここ三、四年で5人ほど聞いております。その人に聞くと、

検診を受けてみえない方がほとんどです。ですから、その十四、五%の受診率をもっともっと高くするべく努力もしなくてははいけませんし、今これも申し上げてきました蟹江町と飛島村の2町村がということでありますけれども、まさに国の指針の中で、海部医療部会などでもこれは検討をしてきて、結果を今担当が申し上げたとおりだと思いますので、まず今回、提案をさせていただいている内容でもって進めさせていただきたいと思っております。

#### ○15番（小沢照子君）

隔年にしまして受診率が上がるとは思えませんよね。例えば、私が昨年受けました。ことしは助成を受けての検診ができません。受診をどうするかはわかりませんが、やはりこれは毎年受診機会を設けてこそ受診率も上がるし、罹患している場合も早期に発見ができると思いますので、海部医療圏で蟹江町さんとか飛島村さんが毎年の受診を実施しておられるんですから、ぜひとも愛西市の方もこれまでどおりでいいんですから、これまでどおりの毎年受診を検討していただきたいと思います。

時間がないので、次に行きますけど、それでこの乳がん検診で、無料受診のクーポン券が配布されることになりました。政府・与党で施策が決まりまして、先ごろ5月29日に国会で予算の通過に伴いまして、40歳から60歳の5歳刻みのクーポン券でございます。これの説明をお願いいたします。配布の仕方、使える時期、あるいは使える医療機関等を教えてください。

#### ○健康推進課長（横川好子君）

お答えいたします。

耳新しいクーポン券というお話が出てまいりました。国の方では、女性特有のがん検診という言い方をしておりますけれども、これにつきましては、先ほど小沢議員からお話がありましたように、5月29日に補正予算が成立をしたところです。

対象につきましては40歳から5歳刻み、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳と、その年齢に達した者が対象になります。対象者数ということでしたので、40歳につきましては466名、45歳につきましては420名、50歳につきましては401名、55歳が417名、60歳につきましては672名、トータルで2,376名が対象になっております。受診できる医療機関ということですが、これは国の施策でありまして100%国の補助で行うものです。したがって、全国どこでも受けていただけるというクーポンのようです。ちなみに、愛西市におきましては、今現在6月から検診が始まっております。個別・集団検診が始まっておりますが、その方を当初人数として把握しておりませんでしたので、追加という形で、10回分をとりあえず仮押さえといいますか、集団で仮押さえをして日程を組みたいと考えております。

この券の利用期間といたしましては、クーポンを受け取ってから6ヵ月以内に受診をなさうということ。最低でも9月の3月末までという考えなんですけれども、それと同時に、受診機関につきましては、対象者が愛西市にお住まいの方であっても、職業におつきになっていらっしゃる方の健診場所等は愛西市内といいますか海部地域に限りませんので、ほかの地域でも受けられるように当然なるというふうに認識をしております。以上です。

#### ○15番（小沢照子君）

配布の仕方は郵送ですか。

○健康推進課長（横川好子君）

失礼いたしました。答弁漏れがありました。

これにつきましては、クーポン券と健診手帳というものがあるようで、それを同時に郵送させていただく予定であります。この件につきましては、先ほど来から話が出ておりますように、実は一昨日、県の説明会があったばかりで、近々のうちに海部医療圏内の方でも担当者・担当課長をあわせて打合会を持たれる予定ですので、その場で統一步調という形で話し合いがなされる予定でございます。以上です。

○15番（小沢照子君）

わかりました。ありがとうございました。

それでは次、新地方公会計制度についてでございます。

公表時期、21年度中に公表をされるということですが、よろしいですね。それで、今御答弁の中で、財務諸表を作成し、そして、それを財政運営の判断にするための参考資料とするという御答弁だったかと思えますけれども、参考とするものとしては何があるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

この新公会計、企業会計の手法を使って、ストック情報、いわゆる資金、それから借金、そういったものの情報を取り入れた指標になります。したがって、今後の財政運営におきましては、これは単年だけでは参考にするにはデータとしては不足をいたしますが、例えば愛西市としてのストック情報の推移、これを一つのまず財政運営上の指標にしていくこと。それから、さきの答弁でもありましたように、基本的には総務省の同一の基準で各自治体がこの公会計の財務4表作成に取り組んでおります。そうしますと、他の自治体の同規模の自治体、いわゆる類似団体、そういったところの指標と比較をしながら、愛西市としての財政運営に欠けているものを見つけていく、そういった運用を考えております。以上です。

○15番（小沢照子君）

それから差異の件ですが、決算書と決算統計の数値が把握の仕方が違うという御答弁でしたね。これをもう少し具体的に教えてください。

○財政課長（大鹿剛史君）

例えば人件費、これは決算でいきますと、職員に支払う給与とかそういったものはそのまま実額で出てまいります。ただ、決算統計上、例えば工事を建設課がやると、そうすると、決算書では工事請負費という契約額がそのまま決算で出ますが、決算統計上はその工事に係る人件費も一部建設費の中に入れます。これは給与支弁という形でパーセントを定めて、その分を普通建設事業費の中に算入をして計算をする場合がございます。そういった形で性質別をやる場合に、決算書と決算統計では数値の把握が違いますので、そういった意味で差異が出てくるという御答弁でございます。以上です。

○15番（小沢照子君）

ちょっと角度を変えてお伺いしたいんですけれども、商取引では純利益とか純損失とかが表

示されますね。この公会計では、利益を追求しない会計制度であると思われるので、この公会計制度ではどのような表示方法になるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

表示方法といいますと、基本的には数字上はその差し引きなんですけど、ただ、議員がおっしゃられましたとおり、企業会計というのは本来売り上げという金額で表示できる成果、それを獲得するためのコストを対応させてある一定期間の損益をあらわします。今回、私ども財務4表の中で行政コスト計算書というのを作成してまいりますけど、これが民間でいう損益計算書に当たります。ただ、ここで本質的に違うのは、例えば税収というのは収入とはなりません。税収というのはあくまで成果ではなくて、そのコストを補うための財源です。自治体の目指すべき成果というのは住民満足であって、これは金額ではあらわすことができません。したがって、差額としての損益も計算できないことになります。この行政コスト計算書、じゃあこれは何なのかというと、本当に単なるコスト計算書という形になります。ですから、基本的に企業会計の手法をとるんですけども、地方公共団体がやる場合の公会計の本質的な問題としてそういう問題点があるよということは認識した上で、こちらは数字をどのように活用していくか、これは今後また検討していきたいと、そのように考えております。以上です。

○15番（小沢照子君）

そういたしますと、行政コスト計算書は単なる会計期間中の費用とか収益を明らかにするだけのものですか。

○財政課長（大鹿剛史君）

あくまでかかった費用に対して、それに対応する収入、手数料とか税収とか、そういったものをやって割り返した形になりますので、判断としてはそういう形になります。

○15番（小沢照子君）

公表につきまして、21年度じゅうにわかりやすくという御答弁がございましたけれども、この公会計制度、20年度の決算書に導入はまだされませんか、いかがでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

現在、総務省改定モデルという公会計の計算の仕方で、この20年度決算の財務4表作成を愛西市としては考えております。その資産把握というのが、さっき部長の答弁にもありました公有財産の2年間にわたる財産整備、この数値を使っていきたいと思っておりますので、9月の決算のときにはまだその数値の把握ができないと思っております。ですから、でき次第こちらの方も速やかに公表していきたいという考えではおりますが、9月ではちょっとまだ間に合わないという見込みでおります。以上です。

○15番（小沢照子君）

資産把握の費用ですけども、先ほど3,500万という御答弁でしたね。これは20年度と21年度予算に計上してありますけど、公有財産台帳整備委託料としてね。これは22年度もこの予算の執行はあるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

公有財産台帳整備に係る分については、2年間の臨時的な経費という形でこの3,500万円を上げております。ただ、現在総務課の方に所管が移っておるんですけれども、ここの中に財務4表資料整理という形で、公会計へのアドバイスの補助の部分の金額というのが一部含まれております。この取り扱いについて、こちら側としては最初の4表の作成だけでいくのか、その後、私どもの方で独自でやっていくか、これは現在、愛知県の方で公会計の研究会というのでできていまして、そこのソフトが今研究されております。そういったものを活用してやっていくか、これは今現在検討中でございますので。とりあえず現時点ではこの2年間、3,500万の臨時経費のみという解釈でおります。

○15番（小沢照子君）

予算措置でちょっと聞き漏らしましたが、この公会計整備で900万ですが、これが地方交付税として市へどれくらいもらえるのでしょうか。

○財政課長（大鹿剛史君）

これは交付税の需用費に算定がされておりますから、例えば20年度はまだもらっていませんが、予算上、例えば三十何億もらった中の一部の900万円分が、この公会計整備に充てるための費用ということで算定がされておるという解釈でございます。

○15番（小沢照子君）

算定されておりますけれども、満額地方交付税でおりにくるとは限りませんよね。おりにくるんですか、算定された以上は。

○財政課長（大鹿剛史君）

いただいた分の中に900万円が入っておるという解釈でお願いいたします。

○15番（小沢照子君）

わかりました。いずれにしても、決算のときにいずれは導入されますので、もっともっと勉強しなきゃいけないと思っておりますけれども、やはりバランスのいい行政の運営をしていただくためのものであると思いますので、また今後よろしくお願いたします。

最後に、きょうの私の質問で、本当に昨今の経済情勢が厳しい中、一生懸命子育てをしておられる若い世代の住民の方へ、子ども医療費6年生まで、平成22年度から拡大の件は大変な朗報だと思います。私も大変うれしく思いますが、これからも住民中心の行政でよろしくお願いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これにて15番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとらせていただきます。再開は4時25分再開といたします。

午後4時13分 休憩

午後4時25分 再開

○議長（加賀 博君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、通告順位7番の8番・岩間泰彦議員の質問を許可いたします。

## ○8番（岩間泰彦君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。きょう最後の質問でございますので、皆様大変お疲れでございますから、所定時間内に終わりたいと思います。

今回は三つほど簡潔に質問いたしますので、よろしく申し上げます。

一つは、安心・安全・快適なまちづくりの整備方策についてであり、狭い道路での新築の際の手續、対策などを質問いたします。二つは、昨年6月に質問いたしました土地利用構想のその後はであり、つまりその後どんな検討をなされたかでございます。三つは、新市建設計画に基づく合併特例債を活用した3大型工事を見直し、圧縮し、原資の調達を図ってはでございます。それでは、まとめて質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

大項目の1番目、安心・安全・快適なまちづくりをでございます。

狭い道路は、災害時や緊急時に消火や避難に支障となっているのではないのでしょうか。勝幡地区で間違っって自動車で狭い道路に入りまして、Uターンするのに苦労したこともありますし、佐屋町の住宅地も狭い道路があり、自動車での通行は大変困難でございます。

安全・快適なまちづくりということで、名古屋市は生活こみち整備促進事業を行っており、新世紀計画2010で掲げた総合整備地区の中から対象地区を選定しております。対象となる狭い道路は、建築基準法第42条第2項道路であり、幅員が4メートル未満の道路に面した敷地で建築する場合、道路の中心線から2メートル後退することを建築基準法で義務づけております。

ここで質問の1番目でございますが、この2項道路に面した敷地で建築するにはでございます。4メートル未満の道路に面した敷地で建築確認の申請があった場合、どんな取り扱いをしているのか。セットバックを条件としていると思いますが、どうでしょうか。後退用地について、舗装整備はだれが行うのか、市への寄附をお願いしているのかどうか、維持管理は、市の方針をお伺いします。

質問の二つ目でございますが、狭い道路での整備を促進してはでございます。

生活こみち促進事業では、次のような助成金を交付しております。舗装整備を行うための助成金を交付、後退用地等に存する量水器、汚水ます、ガスメーター、生け垣、樹木を後退用地等外に移設する費用を交付。市に寄附する場合は寄附奨励金を交付し、必要な分筆測量をするに要する費用を交付。市に寄附しない場合は、土地を一般の交通運行用に供していただくための道路使用奨励金を交付。ほかに後退したことを示すプレートとびょうを市が支給といった内容でございます。当市も助成金の支給などをし、安心・安全のまちづくりのため、狭い道路の整備を促進したらどうか、お尋ねをいたします。

質問の三つ目でございますが、自主ボランティア団体の結成についてでございます。

安心・安全・快適なまちづくりのために、私の住んでおります佐屋町では、ことし3月の自治会の総会で、安心・安全活動団体の結成が決議されました。住民の自主的な活動で、町全体である老人会、子ども会など、横断的な組織であり、自主ボランティア団体を立ち上げようとしております。既に学童のスクールガード、女性安全友の会などがございますが、これは佐屋町地区に限って活動する団体でございます。現在、市ではそういった団体が幾つあり、どんな

組織でどんな活動をしているのか。市はどんな指導、アドバイス及び補助をしているのかどうか、お尋ねをいたします。

次に、大項目の2番目、土地利用構想のその後はでございます。

質問の4番目でございますが、地区計画とはでございます。

この問題は、村上議員が先ほど質問されまして、ちょっと重複するところがありますけれども、お許しをいただきたいと思います。

1年前の企業誘致の取り組みへの私の質問に対し、現在は企業誘致を進めるに当たり、市街化調整区域における相当規模の製造業等の開発行為が可能となる地区計画の検討を県と相談しながら行っており、税制上の優遇措置についても地区計画の決定された後、その内容を研究していきたいといった答弁でございましたが、その後、都市計画マスタープランも3月には完成し、生活交流ゾーンとか、流通業務ゾーンに位置づけられているが、まずこの1年間に検討した経緯と、そもそもこの地区計画とはどんな手続を踏まなければならないのか、その内容をもう少し詳細に説明をいただきたいと思います。

また、マスタープランのうち、6の市街地開発事業等に本市では北部の瀏高地区10ヘクタールで計画決定、平成13年7月1日と平成17年12月6日決定といった記述がありましたが、あわせてこの説明をお願いいたします。

大項目の3番目でございますが、大型工事を見直し、原資の調達をでございます。

質問の5番目になるわけですが、3大型工事の10%の削減を目標にでございます。

総合斎苑は27億円、勝幡駅前整備事業は20億円、給食センターは17億円、合計約64億円の計画でございます。大型工事は、必要性、緊急性、費用対効果を考慮して慎重に行うということは当然であり、必要最小限にとどめること、その上、合併のあめの部分である起債の7割が国から交付税として手当てされるならば、合併特例債を大いに利用すべきことも主張してまいりました。

中部国際空港工事では、トヨタ方式で徹底的に削減が行われまして、当初見積もり、入札から1割から2割削減、完成後もさらに数%削減を努力目標とするという厳しい工法でございました。市長にはリーダーシップを発揮していただき、それぞれの大型工事に対し、トップダウンで10%削減を目標に見直しをするように検討を指示してはどうでしょうか。乱暴な方法ではございますが、それぞれ担当部門の反対はもちろんあると思いますが、できない相談ではないと私は思います。例えば、総合斎苑についてはセレモニーホールのグレードを下げるとか、建築面積を縮小するとか、緑化計画による緑化対策として駐車場スペースを減少し、植樹を増加する方法、つまり森をふやすということですが、そうした検討をしてもよいのではないのでしょうか。他の二つの大型工事でも見直しする余地は十分にあるのではないかと思います。

最後の質問でございますが、質問の6番目、庁舎は増築の方向で検討をでございます。

私は、かつての一般質問の中で、田原市は増築だけで、合併により庁舎を新築したところはないと発言をしております。分庁方式の弊害は至るところに出ており、物理的に無理があることはこの4年で明らかになりました。庁舎は集中化すべきであると思われれます。庁舎検討委員

会では、第1段階として庁舎は統合するとの方向で決定したとのことでございます。財政的に豊かではない当市で、さらに大型工事をするについて住民の理解を得るには、進めようとしていた大型工事を見直し、検討して、削減をして原資を生み出すとともに、佐屋庁舎に耐震工事を施し、北側の駐車場の場所に北庁舎を増設するというような方法であれば、住民の理解も得やすいのではないかと考えますが、どうでしょうか。

大変アバウトでございますが、佐織庁舎は延べ面積3,565平方メートルであり、増築分は1,000坪、3,300平方メートルと仮定しまして、10億円ぐらいかなと推定いたします。その金額を目標に削減、圧縮をしてほしいが、見解をお伺いいたします。

以上で総括質問を終わり、自席で答弁をお伺いしますので、よろしくお願いたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、何点か御質問いただきましたけれども、質問された順に御答弁をさせていただきますと思います。

まず、2項道路に面した敷地で建築するにはという題目でお聞きのことでございますが、議員の質問趣旨の中で述べておみえになるとおり、建築基準法第42条の第2項に基づく道路の取り扱いにつきましては、行政庁の管理に属する幅員1.8メートル以上4メートル未満の道でございます。その道路に面したところへ建築をする場合につきましては、道路中心線より2メートル以上後退したところへ構築物の建築を行うということに相なります。後退用地内の取り扱いにつきましてお聞きでございますが、現時点においては、舗装整備を行っていただいた後に、寄附採納をするという場合は別でございますが、そのままの状態ですと個人所有地という形になりますので、維持管理につきましても個人で行っていただくという形になります。建築の申請時において本人さんより寄附採納をしたいというお話が出ました折には、私ども都市計画課の方から担当であります建設課の方へとお客さんを御案内いたしております。

2点目の狭い道路の整備を促進してはと題しましてお聞きのことでございますが、この狭い道路整備についてでございますが、愛西市内では市街地や集落内の道路は狭く、救急車両が入っていけないところも間々あるのが現状でございます。

議員の言われる生活こみち整備促進事業というのは、名古屋市がモデル的に行っている事業であるということをお聞きいたしましたけれども、現在、愛西市ではセットバック等の土地の寄附採納願の条件として、土地及び附帯する工作物は市に所有権移転できるものであること、また土地に所有権以外の権利が存在しないこと、また境界ぐいが必要な場所に設置されていること、こういったことを基準として取り扱っております。また、当然のことでございますが、分筆までは申請人にしていただくという形になります。そして、セットバック部分となる寄附をしていただく土地の幅員は狭いことが多いわけでございますが、最低限の条件として舗装をしていただくというようにしております。

今、愛西市では困領道路という大きな問題の解決に向けて現在事業を進めておるわけでございますが、議員がおっしゃっていただいたような生活こみち整備促進事業という中で、市に寄附する土地は必要な分筆測量費を交付する旨が質問趣旨の中で述べておみえになりますように、

現在取り組んでおります圏領道路事業というのは、議員のおっしゃった生活こみち整備促進事業と内容的には似通ったものではないのかなというふうに考えております。したがって、この圏領道路の問題を解決してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（水谷洋治君）

私の方からは、3点目の自主ボランティアの団体の結成ということで、地元の方でもこのような動きがあるということについてのお尋ねでございますけれども、議員が先ほども述べられましたように、市内にございます女性交通安全友の会を初めといたします防犯ボランティアの関係について、スクールガードとか見守り隊などを含めまして、市といたしましては団体・個人を含めまして40ほどございます。その活動内容でございますけれども、登下校時におきます交差点、道の横断をするときの誘導、また通学路等の監視等が主な活動でございます。また、そのほかにおきましては、昨年発生いたしました児童の連れ去り未遂事件のときにおきましては、発生した学区におきまして、団体の方、個人の方を問わず下校時の見守りをお願い申し上げ、御協力をいただいたところでございます。

また、指導についてお聞きでございますけれども、指導につきましては、特にスクールガードにおきましては、各学校さん対PTAの御父兄の方との連携のもとにいただいておりますし、防犯的な活動の関係でございますけれども、今年度、防犯会長さんの呼びかけによりまして、去る5月19日に「安全の輪運動」と名を打ちまして、緊急連絡先とか組織の活動状況など、意見交換をしていただいたところでございます。

市からのアドバイスの関係でございますけれども、あくまでこれは自主活動でございますので、アドバイスのことは基本的にはお話をいたしておりませんが、万一お尋ねの場合もあるわけでございます。そういうような場合におきましては、市内でおやりになってみえる状況をお話しさせていただいておりますので、あくまで御厚意として受ける行為でございますので、自主性に任せておるところでございます。

最後に、支援の関係でございますけれども、これにつきましては帽子、ベスト、あとたすきについては、会員の方すべてに渡すようにはということではございませんが、お互いに使い回しという範囲内をお願いをしておりますので、予算の範囲内とか、また貸与できる範囲内で提供をさせていただいております。

またあわせて、せっかく御厚意で行っていただいております関係もでございます。万一、事故に遭われては大変なことでございます。そういうようなことも含めまして、ささやかな災害補償ではございますけれども、損害保険に加入をさせていただいております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、大きく2点目の土地利用構想のその後と題しまして御質問の、地区計画について2点ほど御質問でございますので、順次お答えをさせていただきたいと思います。

この件につきまして、一昨年11月末に都市計画法の改正がありまして、開発許可制度の見

直しが行われました。このことによりまして、市街化調整区域における相当程度の開発行為に対する開発許可が、地区計画に定められた内容に適合する場合につきましては許可をされることになりました。市において地区計画を定める場合は、都市計画法や関係法令を遵守するとともに、県知事の同意事務を円滑に行うため、県が策定した市街化調整区域内計画ガイドラインに掲げる事項に適合をしていくということが必要になってまいります。地区計画手続につきましては、都市計画法第34条第10号に基づく開発許可等を前提とした制度でございまして、開発する区域が市町村の都市計画マスタープランに工業系としての土地利用を図るべき土地として明示されていること、また5ヘクタール以上の整形な区域であることなどがその要件と相成っております。

さらに、工場等の建築物についても各種の諸条件を設定していく必要がございまして、開発業者が開発計画について関係機関への事前相談を行い、各個別法をクリアできる見込みや見通しをつけまして、開発計画が決まった時点において開発計画区域、すなわち地区計画の都市計画決定に向け、事務手続を行っていただくという形に相なろうかと思えます。

2点目の地区計画の御質問につきましては、これは瀏高地区の計画10町歩がありますが、これにつきましては、旧佐織町時代において区画整理事業が行われるという条件で、市街化区域へ編入した地域がありましたけれども、編入の経緯につきましては、昭和60年7月8日に勝幡地区の市街化区域を市街化調整区域へ編入し、逆線引きを行いました。そのかわりに市街化区域に編入した経緯があります。しかし、区画整理事業ができなかったために愛知県から強い指導がございまして、地区計画の区域として指定したものでございます。この地区計画の都市計画決定が平成13年7月1日でございますけれども、合併によりまして、佐織町決定のものを愛西市決定と変更したのが平成17年12月6日となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、大型工事費の10%削減を目標について、まずは私からお答えをしたいと存じます。

10%削減を目標とするように、今御提言をいただいたわけでございますけれども、私どもは今回の大型工事に限らず、市長からは常に経済状況の動向などに注意をして、設計だとか見積もり内容をよく精査しろというふうに御指示をいただいております、日ごろから内部努力はしてきておるところでございます。

ただいま見直しの考え方について具体的な提言をいただきましたので、それについての考え方をお示ししたいと存じます。

まず最初の総合斎苑についてでございますけれども、やはり御指摘のありましたように、私どもは豪華けんんなものを今つくろうとしているのではございません。やはり人生の終えんの場にふさわしい落ちついた雰囲気のものになるような、そういったものを今仕上げていきたいと考えているところでございます。やはりグレードよりも標準的な設備、内容をもちまして、要は使い勝手のよいものにしていきたい。あわせて維持管理のしやすいような施設内容を今設計の中に盛り込みたいということで、考えているところでございます。

そしてもう一つ、緑化対策として樹木の関係についても配慮すべきではないかという御提言をいただきました。ごもっともなことでございまして、総合斎苑にふさわしい常緑樹を基本にしたような樹木を植えていきたいと思っております。要は、庭園だとか周囲の垣根など、そういったところへ全体の景観を損なわないような樹木を植えていきたいと思っております。これは基本計画を尊重した内容にしていきたいと思っております。そして、当然のことながら、こちらの方につきましても、完成後の維持管理のことを含めれば、樹木の剪定などについても、そういったことをよく研究していきたいと思っております。

そして、二つ目の勝幡駅前整備事業につきましては、先ほど用地取得の見通しなどについても御質問をいただきましたとおり、私どもはこの計画を進めるに当たりましては、名鉄へも事前に協議をいろいろと尽くしてきておりますし、今後の工事のやり方等につきましてもよく研究をし、工事費の削減だとか、維持管理費の節減といったものにはぜひ努めていきたい、そういう前提でこれからの事業を進めていきたいと思っております。

そして、三つ目の新しい給食センターの関係でございますけれども、こちらの方も今蟹江町等の最新の事例を参考にいたしておりまして、堅実な内容にまとめていきたいと考えております。また、PFI的な手法、民間活力を利用したもので事業内容を考えております。いずれも私どもは具体的な数値目標として10%だとか5%といったものは申し上げられるような段階には来ておりませんが、これから設計だとか入札等、いろいろなものを進めていくそれぞれの段階において、考えられることを十分に配慮していきたいと思っております。そういった経費節減に努めながら、御指摘のような将来の原資に充てられるようなことを最大限努力していきたいと考えております。

そして、次の庁舎の関係は増築の方向で検討してはどうかという御提言でございます。この関係、つい先般、庁舎検討委員会から庁舎を一つに統合するのが望ましいという中間答申をいただいております。そして、どこの場所へだとか、どこの位置へ統合するかだとかといったことについて、まだ検討委員会でも具体的な内容が今審議をされている状況、審議の途中でございます。そういったことからして、検討委員会としても、先日は田原市だとか岩倉市といった先進事例を視察されまして、いろいろと勉強されております。そういったところから、今後検討委員会がどのような判断とか協議結果をまとめられるか、そういった推移を見きわめながら、それを踏まえて私どもも対応を考えていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、位置だとか建物延べ床面積の規模などにつきましては、まだまだこれから協議の始まるところでございまして、まだ白紙に近いような状況でございます。いずれも議員が御指摘いただきましたように、経費の節減を念頭に置きながら今後進めていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

#### ○議長（加賀 博君）

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定いたしました。

#### ○8番（岩間泰彦君）

詳細な説明、答弁をどうもありがとうございました。

地区計画については、御説明によりますと、企業進出が決まり、開発計画が定まってから地区計画の都市計画決定となりますと、企業誘致のためには市といたしましては、道路整備などの基盤整備を行うことが必要かと思っておりますので、先ほど測量設計費も補正予算で計上されておりますが、遅きに失したような気はいたしますが、流通業務ゾーンとか、産業ゾーンへのそうした先行投資を要望しておきます。

では、答弁につきましてもう少し進めて、安心・安全・快適なまちづくりに関して再質問をいたします。

狭い道路の整備についての中で出ておりました道路の寄附に関する団領道路について質問をいたします。

団領道路のその後はでございます。以前、旧佐織町には団領道路と言われる個人所有のままの現況道路が多くあるとお聞きしましたが、その後の進捗状況は。その道路は分筆されているのかどうか、地目はどうなっているのか、税金は。市の原則は寄附をお願いしているかと思っておりますが、その辺のところをお尋ねいたします。

なお、3月の全員協議会で、大野山町地内の20年度解消箇所図を配付されましたが、延長413.8メートルで、21年度に地主と立ち会いで分筆とお伺いしましたが、この実情を含めて、どんな計画を進めているのか、説明をあわせてお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

その後の進捗状況についてでございますが、現在、団領道路として私どもが掌握しておりますのは212路線、延長にしまして1万9,083メートルでございます。それで、平成20年度から1路線分の寄附をしてもいいよといった地主さんの合意が得られた箇所につきましての団領につきましては、土地の測量から分筆、所有権移転登記までの経費につきまして、市が全額負担をして手続を進めていくという中で、大野山地内の団領道路の解消に着手しているところでございます。

それで、議員も質問趣旨の中で言うておみえになりましたように、実際、分筆等の関係については21年度はあれなんです、一方では、平成21年度におきまして、北河田町地内の団領道路の解消につきまして、こちらの方も予定として現在準備をいたしております。それと、この団領道路の分筆の関係とか、税の関係とかをお聞きでございましたけれども、そのほとんど全部と言っていいほどが分筆はされておられません。また、登記上の地目におきましては、宅地とか雑種地といったものがほとんどでございます。また、税金関係でございますが、こちらの方につきましては申請制になってございますし、一方では先ほど申し上げた本人からの申請に基づくものということと、一部町内で借地料として地主さんにお支払いのケースもございます。そういった関係によりまして課税されているもの、それから減免されているもの、これは場所によってまちまちということで異なっております。また、団領道路の関係でちょっと前後しま

すが、測量等をするに当たっては市へすべて寄附をしていただくという形になっておりますので、よろしくお願いをします。

それから、大野山町地内の団領道路の解消関係のことをございます、これは市道西川端115号線ほか3路線につきまして、20年度は測量を実施いたしました。延長は、議員が御質問の中で言っておみえになるとおりでございます、これに係りました事業費が507万2,550円、測量に関しては、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会でございます。本年、21年度は分筆所有権移転等の登記を行っていききたいという計画でおりますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○8番（岩間泰彦君）

団領道路につきましては、鋭意努力して進めていただきたいと思います。

次に、信号のない交差点での安全対策について質問いたします。

私の住んでいる隣の内佐屋町の拡張工事をしていただいた交差点及びその近くのカーブしているところがございますが、内佐屋の住民から多分要望が出ていると思いますが、その場所では依然として事故が多いそうでございます。私の住んでいる佐屋西学区にもやはり学童の横断する交通指導員のいない箇所が多々あり、危険度合いも非常に多うございます。信号のないそうした交差点での事故防止対策として、各地でいろいろな対策が見られると思いますが、何らかの方策というのはないのかどうか、そういった点をちょっとお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員が御質問の中でおっしゃってみえたように、市内いろんなところに交差点があるわけでございますが、一番いいのは運転される運転者さんが注意を払ってそういった交差点を渡って、お互いに譲り合いの精神で前進していただくのがいいんですが、なかなかそうもいきません。したがって、安全対策につきましては、いろんな方法があるかと思えます。その場所、その場所に合った安全対策を講じていきたいと考えております。これにつきまして、関係する課とか警察署、こういったところとも協議をしながら、いろんな方策を考えてまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願いをいたします。

#### ○8番（岩間泰彦君）

デッドゾーンの対策というのを講じたところ、効果があったという話も聞いておりますので、信号のない交差点での安全対策の一つとして考慮されるよう要望しておきます。

次の質問は、災害時要援護者リストとはでございます。

安心・安全活動団体を結成いたしますと、当然、災害時に援助を必要とする独居老人、お年寄りや災害障害者などのリストが必要になるのではないかとと思っておりますが、個人情報との兼ね合いから、大変困難な作業と考えております。そんなとき、江南市の民生委員・児童委員協議会による独自リスト作成の新聞記事を見ました。その記事によりますと、市要援護者リストに登録されていない人も載せているとのことでございます。リストには、各要援護者の名前や住所のほかに、ふだん寝ている部屋を示す家の見取り図も添付、緊急時にだれが見てもわかりやすいよう、各地域の地図に要援護者がいる世帯を示した個人情報を含むため、同協議会で厳重に

管理し、災害時に限って活用との記事でございました。

そこで、お尋ねいたしますが、市にそういった市要援護者リストの登録制度があるのかどうか。個人情報との関係でどんな管理をされているのか。各地域、自治会及び民生委員・児童委員への対応はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

#### ○福祉部長(加賀和彦君)

まず要援護者リストの関係ですけれども、現在、高齢者の方のひとり暮らしの方ですとか、65歳以上の高齢者夫婦の方につきましては、民生委員さんの方で回っていただいておりますので、そういったときに登録のリストといったものを災害があったときに地元に出してもいいかというようなことをお尋ねしながら回っている経緯がございます。まだ高齢者のみでございまして、これを拡大していかなければいけないと思っております。

そこで、昨年から愛西市災害時要援護者避難支援プランの作成について取り組んでおるところでございまして、今年度には完成をさせていきたいと思っております。この計画の中にはその登録制度、先ほど言いました老人の方のみだけではなく、障害の方ですとかいろんな方、こういった方を対象にしていくのかというようなこともその中で決めていく予定をしております。その計画が完成をいたしますと、具体的に登録支援体制に入っていくことになるわけですが、やはり地域のコミュニティーといいますか、自主防災会といいますか、そういった方々にもいろいろお骨折りをかけなければならないと考えております。

その実施に移すに当たって、岩間議員も御心配をされておりました個人情報はどう扱うかという問題でございしますが、収集する場合も影響してきますし、集めた情報をどういうふうに地域なり、行政間でもそうですが、共有していくかということが大きな問題になってくるわけです。集める方法について一般的に言われているのは、関係機関共有方式ですとか、手上げ方式、同意方式、そういった三つの方法があるというふうに言われております。それぞれ長所・短所があるわけですが、そういったものも検討しながら今進めております。

また、地元へおろした場合の管理の方法、そういったものもどうしていくか、先ほどの江南市さんの例もありますが、ほかでもいろいろやっているところもありますので、そういったものも参考にしながら、今プランをつくっているところですので、よろしく願いいたします。以上でございます。

#### ○8番(岩間泰彦君)

どうもありがとうございました。

最後に、恒例になっておりますので、恒例により市長にお尋ねいたします。

私は、公平な目線での執行とリーダーシップを発揮されることを大いに期待しているのですが、大型工事を見直し、原資の調達をのテーマこそ、リーダーシップを発揮できる課題ではないかと思っておりますが、3大型工事の10%削減を目標にと、それから庁舎は増築の方向で検討をについての市長の考えの一端をお聞かせください。

#### ○市長(八木忠男君)

岩間議員の質問にお答えをいたします。

リーダーシップをとということで、まさにこの4年間を振り返ってもいろいろな状況、事務事業を進める中であつたわけでありまして、いつも毅然としたものを持って進めてきたつもりでありますし、これからもそうした考え方で進めてまいりたいと思っております。10%削減の御指摘であります。副市長から答弁を申し上げました、まさにいつもそうした考え方を持っているわけでありまして、自分のこれも公約であります報酬1割カットの内容についてもお示しをしているところでありまして、この点、あるいは自分のことを言っただけではいかんかもしれませんが、旧佐織時代の黒の公用車、そしてこの4年間についてもその公用車についてはそれまで他地区は買いかえなどをされたところがほとんどでありますけれども、それも我慢をしつつ乗り切っているところであります。

そうしたことで、この事業を進める中でも、先ほど榎本議員さんから御指摘がありました太陽光ソーラーシステムの採用なども計画の中に入れていきたいと思っておりますし、そうした考え方で、必要なものはきちっと投資もさせていただきながら進めてまいりたいと思っております。これから、内容設計などなど議会の皆さんにもお示しをし、御検討をいただいて、また御意見を伺い、よりよい形で進めていきたいと思っておりますし、削減については常々そうした考え方を進めてまいりたいと思っております。

そして、庁舎検討の内容でありますけれども、これももう今までお答えをしてきております。検討委員会の皆さんにそれぞれの先進地、あるいは田原市さん、海津市さんも同時期に合併をしたところをごさいます。そうしたところに研修もしておつていただくようであります。増築だけでも田原市さんは数十億円というような数字も聞いているわけでありまして、まさに検討委員会の答申を尊重しながら考えてまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○8番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（加賀 博君）

これで8番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加賀 博君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、明日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

午後5時15分 散会